

# 建設業に関する最近の動向・取組

～改正建設業法等について～

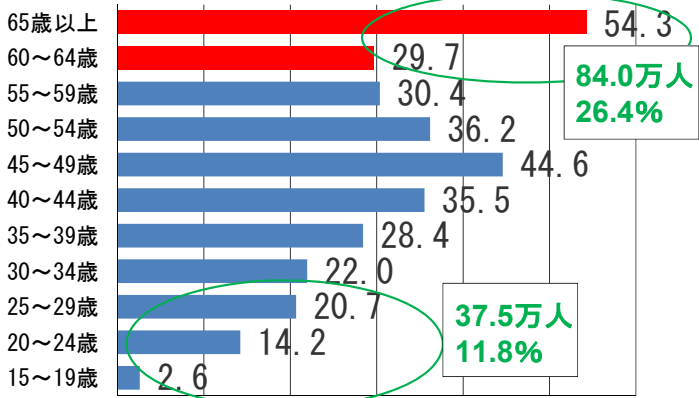
---

国土交通省  
中部地方整備局 建設産業課  
令和3年10月

# 建設業を取り巻く現状と課題

60歳以上の高齢者(84.0万人、26.4%)は、10年後には大量離職が見込まれる。一方、それを補うべき若手入職者の数は不十分。

(年齢階層) 年齢階層別の建設技能労働者数



出典: 総務省「労働力調査」(R2年平均)を元に国土交通省にて推計

給与は建設業全体で上昇傾向にあるが、生産労働者(技能者)については、製造業と比べ低い水準。

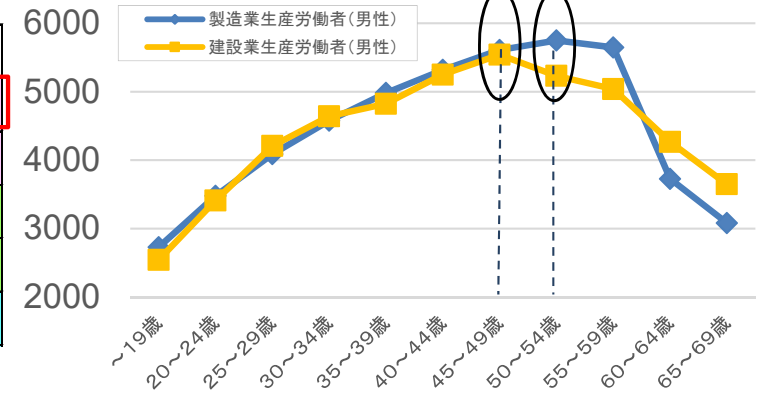
建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額

	2012年	2019年	上昇率
建設業男性生産労働者	3,915.7 千円	4,623.9 千円	18.1%
建設業男性全労働者	4,831.7 千円	5,729.9 千円	18.6%
製造業男性生産労働者	4,478.6 千円	4,786.9 千円	6.9%
製造業男性全労働者	5,391.1 千円	5,587.8 千円	3.6%
全産業男性労働者	5,296.8 千円	5,609.7 千円	5.9%

出典: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)  
※ 年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別支給額

建設業生産労働者(技能者)の賃金は、45~49歳でピークを迎える。体力のピークが賃金のピークとなっている側面があり、マネジメント力等が十分評価されていない。

(単位: 千円) 年齢階層別の賃金水準



出典: 令和元年賃金構造基本統計調査

社会保険の加入は一定程度進んでいるが、下位の下請になるほど加入率は低く、さらに踏み込んだ対策が必要。

企業別・3保険別加入割合の推移

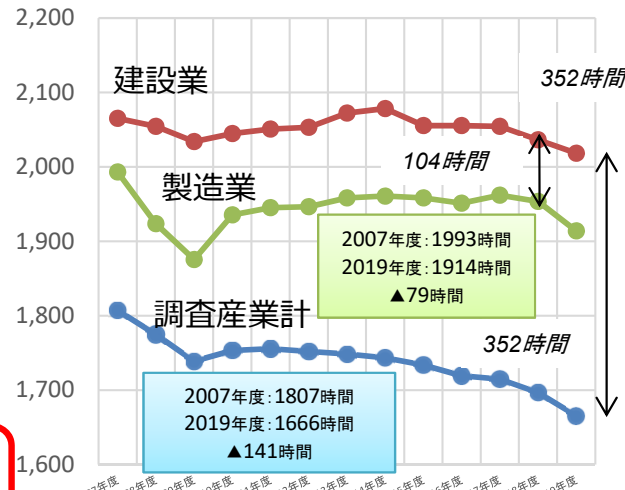
	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	96%
H28.10	98%	97%	97%	96%
H29.10	98%	98%	97%	97%
H30.10	98%	98%	97%	97%
R01.10	99%	99%	99%	98%

出典: 公共事業労務費調査

元請: 99.6%  
1次下請: 98.9%  
2次下請: 97.2%  
3次下請: 93.6%

建設業は全産業平均と比較して年間300時間以上長時間労働の状況。

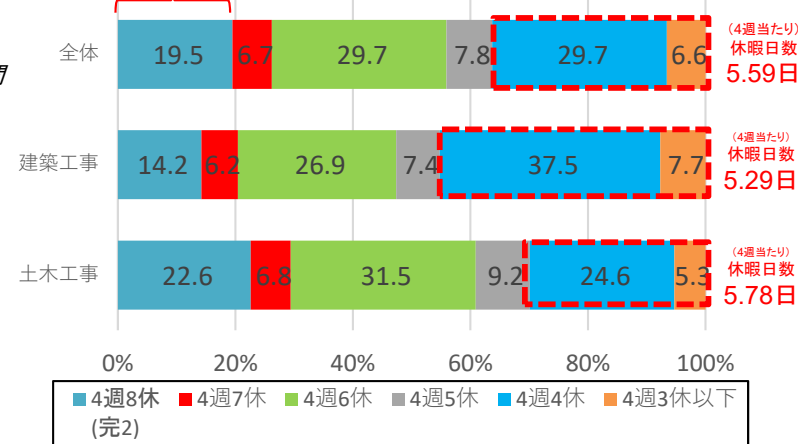
(時間) 年間実労働時間の推移



出典: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

他産業では当たり前となっている週休2日もとれていない。

現在4週8休は2割以下 建設業における休日の状況(技術者)



※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。  
※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニール工事等が含まれる。  
出典: 日建協「2020時短アンケート」を基に作成

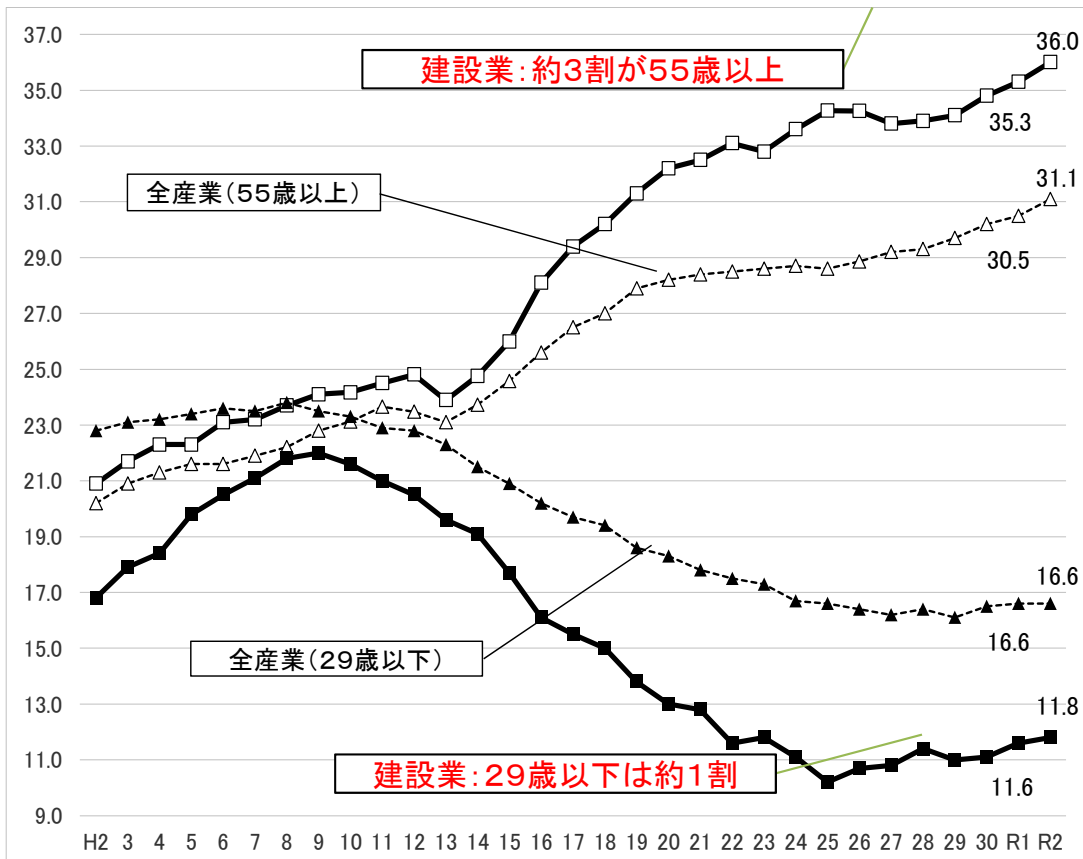
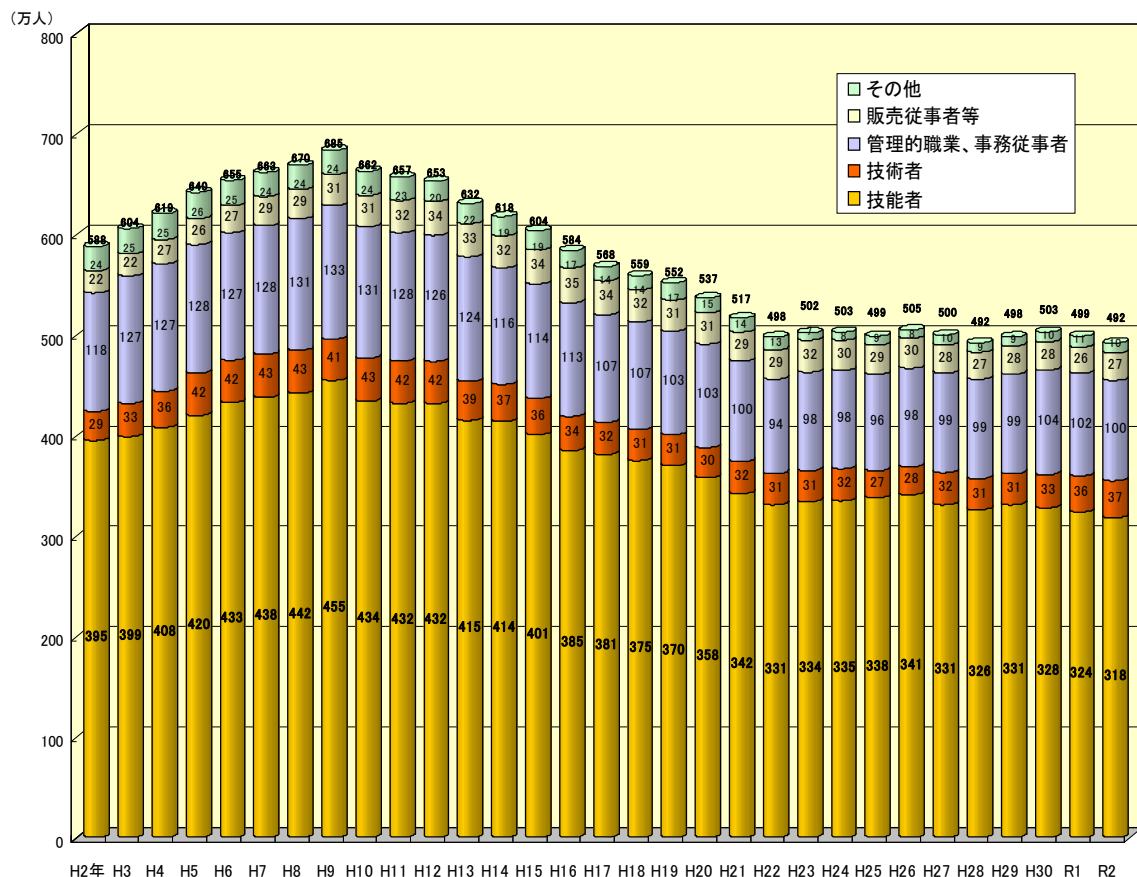
# 建設業就業者の現状

## 技能者等の推移

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 492万人(R2)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 37万人(R2)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 318万人(R2)

## 建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約36%、29歳以下が約12%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。  
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和元年と比較して55歳以上が約1万人増加(29歳以下は増減なし)。



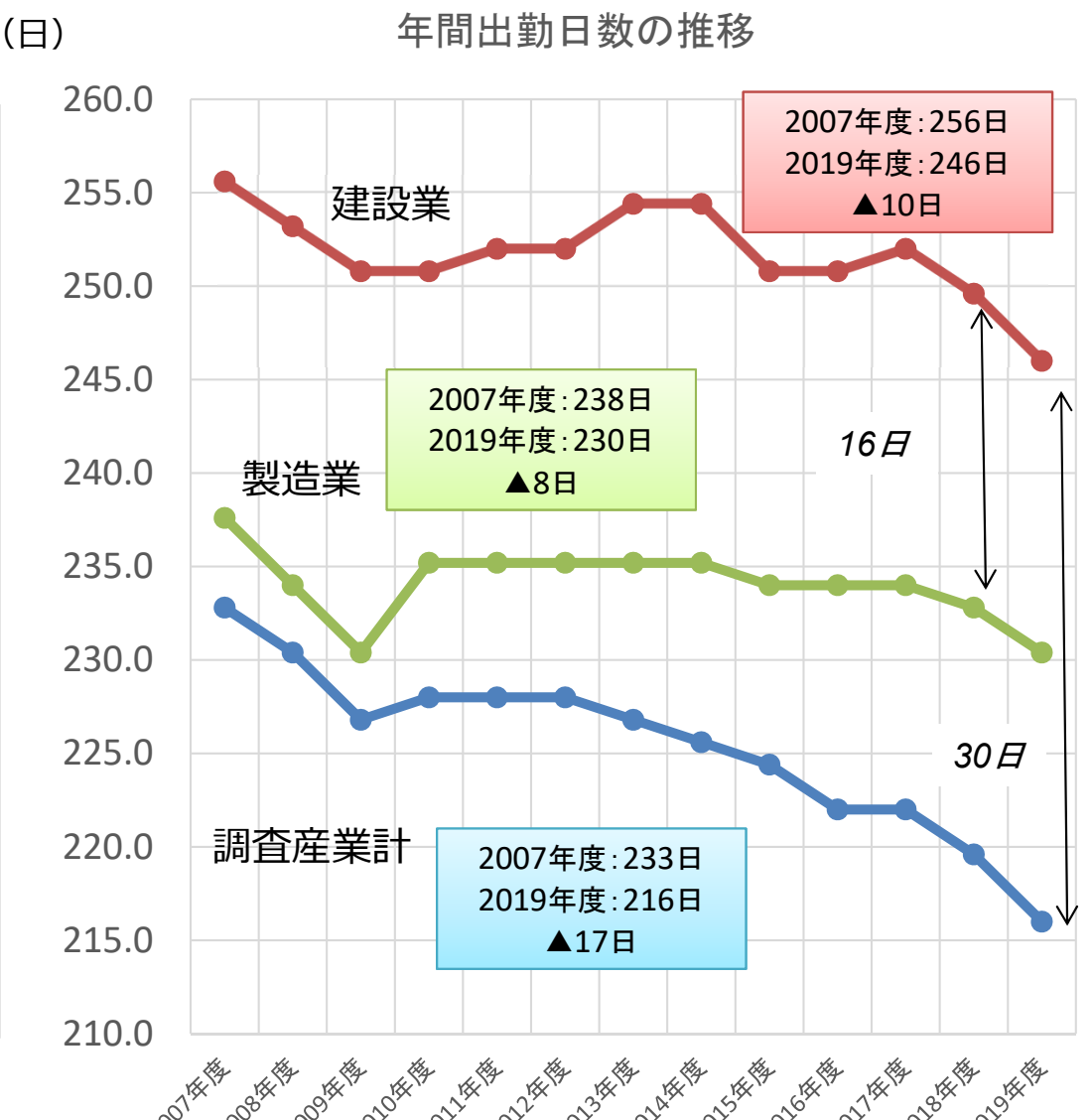
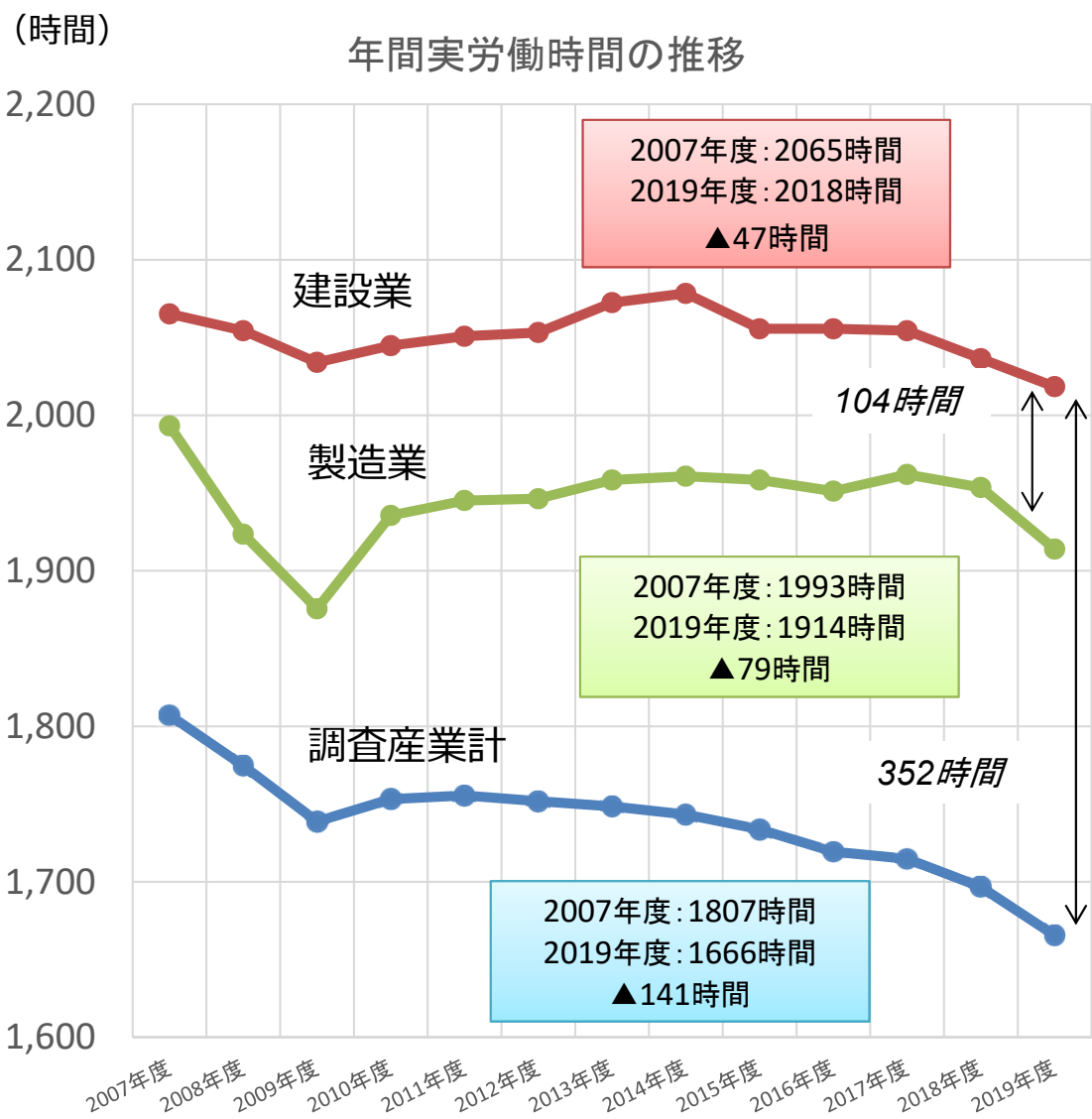
出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出

(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

# 実労働時間及び出勤日数の推移（建設業と他産業の比較）

○ 年間の総実労働時間については、他産業と比べて300時間以上（約2割）長い。また、10年程前と比べて、全産業では約140時間減少しているものの、建設業はほぼ横ばい（約47時間減少）であり、大幅な改善は見られない。



※ 厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成 3

# 改正労働基準法における建設業の時間外労働規制

- 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- 建設業においても、改正労働基準法の施行から5年後に罰則付きの時間外労働規制の適用

## 改正労働基準法(平成31年4月1日施行)

	現行規制	改正労働基準法(平成30年6月29日成立)
原則	≪労働基準法で法定≫ (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) <u>災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能</u> (労基法33条)	≪同左≫
36協定の限度	≪厚生労働大臣告示：強制力なし≫ (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで) (特別条項)  (2) ・ <u>建設の事業は、(1)の適用を除外</u>	≪労働基準法改正により法定：罰則付き≫ (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間 …第36条第4項 ・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定 ① <u>年720時間</u> (月平均60時間) …第36条第5項 ② <u>年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定</u> a. 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む) …第36条第6項第3号 b. <u>単月100時間未満</u> (休日労働を含む) …第36条第6項第2号 c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限 …第36条第5項  (2) 建設業の取り扱い ・施行後5年間 現行制度を適用 …第139条第2項(第36条第3項、第4項、第5項、第6項第2号、第3号は適用しない) ・施行後5年以降 <u>一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)②a.b.は適用しない</u> (※)が、将来的には一般則の適用を目指す。 …第139条第1項 ※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場合は対象とならない

# 新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

## 新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待  
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正  
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、  
5年間の成果をさらに充実する  
新・担い手3法改正を実施

## 担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶  
価格のダンピング対策の強化  
建設業の就業者数の減少に歯止め

## 品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>

### ○発注者の責務

- 適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- 施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- 適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

### ○受注者（下請含む）の責務

- 適正な請負代金・工期での下請契約締結

## 働き方改革の推進

### ○工期の適正化

- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
- 公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

### ○現場の処遇改善

- 社会保険の加入を許可要件化
- 下請代金のうち、労務費相当については現金払い

### ○発注者・受注者の責務

- 情報通信技術の活用等による生産性向上

## 生産性向上への取組

### ○技術者に関する規制の合理化

- 監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- 主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

### ○発注者の責務

- 緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- 災害協定の締結、発注者間の連携
- 労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

## 災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

### ○災害時における建設業者団体の責務の追加

- 建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

### ○持続可能な事業環境の確保

- 経営管理責任者に関する規制を合理化
- 建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

### ○調査・設計の品質確保

- 「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

## 建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>



# 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律 (令和元年法律第三十号)

(令和元年6月5日成立、6月12日公布)

## 背景・必要性

### 1. 建設業の働き方改革の促進

○ 長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。

※ 働き方改革関連法(2018年6月29日成立)による改正労働基準法に基づき、建設業では、2024年度から時間外労働の上限規制(罰則付き)が適用開始。

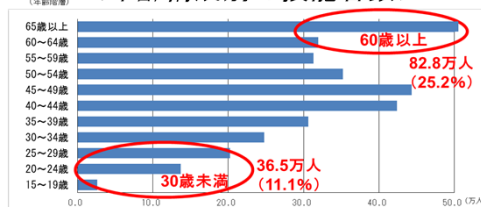
#### <時間外労働の上限規制>

- ✓ 原則、月45時間 かつ 年360時間
- ✓ 特別条項でも上回る事の出来ないもの:
  - ・年720時間(月平均60時間)
  - ・2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内
  - ・単月100時間未満
  - ・月45時間を上回る月は年6回を上限

### 2. 建設現場の生産性の向上

○ 現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。

#### <年齢構成別の技能者数>



### 3. 持続可能な事業環境の確保

○ 地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

## 法案の概要

### 1. 建設業の働き方改革の促進

(1) 長時間労働の是正(工期の適正化等)

- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。 また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施。
- 公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための方策を講ずることを努力義務化。

(2) 現場の処遇改善

- 建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。
- 下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。

### 3. 持続可能な事業環境の確保

- 経營業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経營業務管理責任者に関する規制を合理化(※)。

※ 建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、今後は、事業者全体として適切な経営管理責任体制を有することを求めることとする。

- 合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。

### 2. 建設現場の生産性の向上

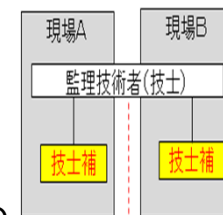
(1) 限りある人材の有効活用と若者の入職促進

- 工事現場の技術者に関する規制を合理化。
  - (i) 元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認。
  - (ii) 下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化。

(2) 建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備

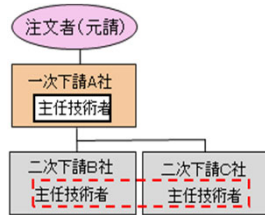
- 建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。

#### <元請の監理技術者>



監理技術者は兼務可能

#### <下請の主任技術者>



主任技術者の設置を不要化

はじめに・・・

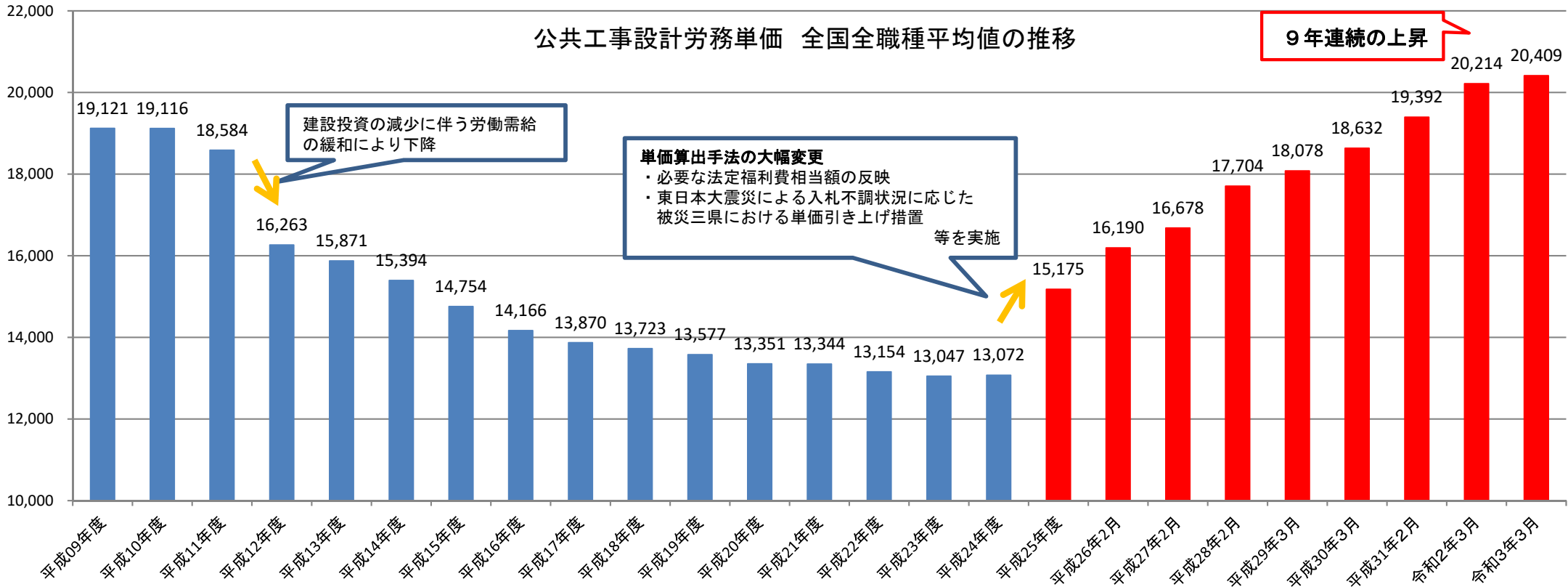
賃金上昇率2%の実現に向けた取組について

---



# 令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○全国全職種平均値は新型コロナウイルスの影響を踏まえた特別措置を実施し9年連続の上昇



注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレース式で算出し、今年度は令和2年度の標本数をもとにラスパイレース式で算出した。  
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	H24比
全 国	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	→ +2.5%	→ +1.2%	+53.5%
被災三県	+21.0%	→ +8.4%	→ +6.3%	→ +7.8%	→ +3.3%	→ +1.9%	→ +3.6%	→ +2.9%	→ +0.6%	+69.8%

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

# 新型コロナウイルス感染症禍における賃金実態の労務単価への反映について

## 現状

R2.10公共事業労務費調査の結果については、経済循環とは全く異なる新型コロナウイルス感染症の流行に起因し、**先行きの見えない異常な状況**による影響から、**一時的に賃金支払いが抑制されている可能性**。  
 (民間工事における賃金支払いについても、公共事業労務費調査の対象となる賃金に影響する可能性もあることに留意。)



## 対応策

コロナ禍の特別措置として下記のような対応を実施。

**※約4割超の単価について、据え置きの特例措置を適用**

前年度を下回った単価



前年度単価に据え置き

前年度を上回った単価



新単価に改定(R3.3~)

## 設定イメージ

都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工
01 北海道	-500	-100	100	-300	-100
02 青森県	-300	-100	200	-200	100
03 岩手県	-300	0	200	-200	100
04 宮城県	-300	0	200	-200	100
05 秋田県	-300	-100	200	-200	100
06 山形県	-300	-100	200	-200	100
07 福島県	-300	0	200	-200	200

対前年度増減額



都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工
01 北海道	0	0	100	0	0
02 青森県	0	0	200	0	100
03 岩手県	0	0	200	0	100
04 宮城県	0	0	200	0	100
05 秋田県	0	0	200	0	100
06 山形県	0	0	200	0	100
07 福島県	0	0	200	0	200

対前年度増減額

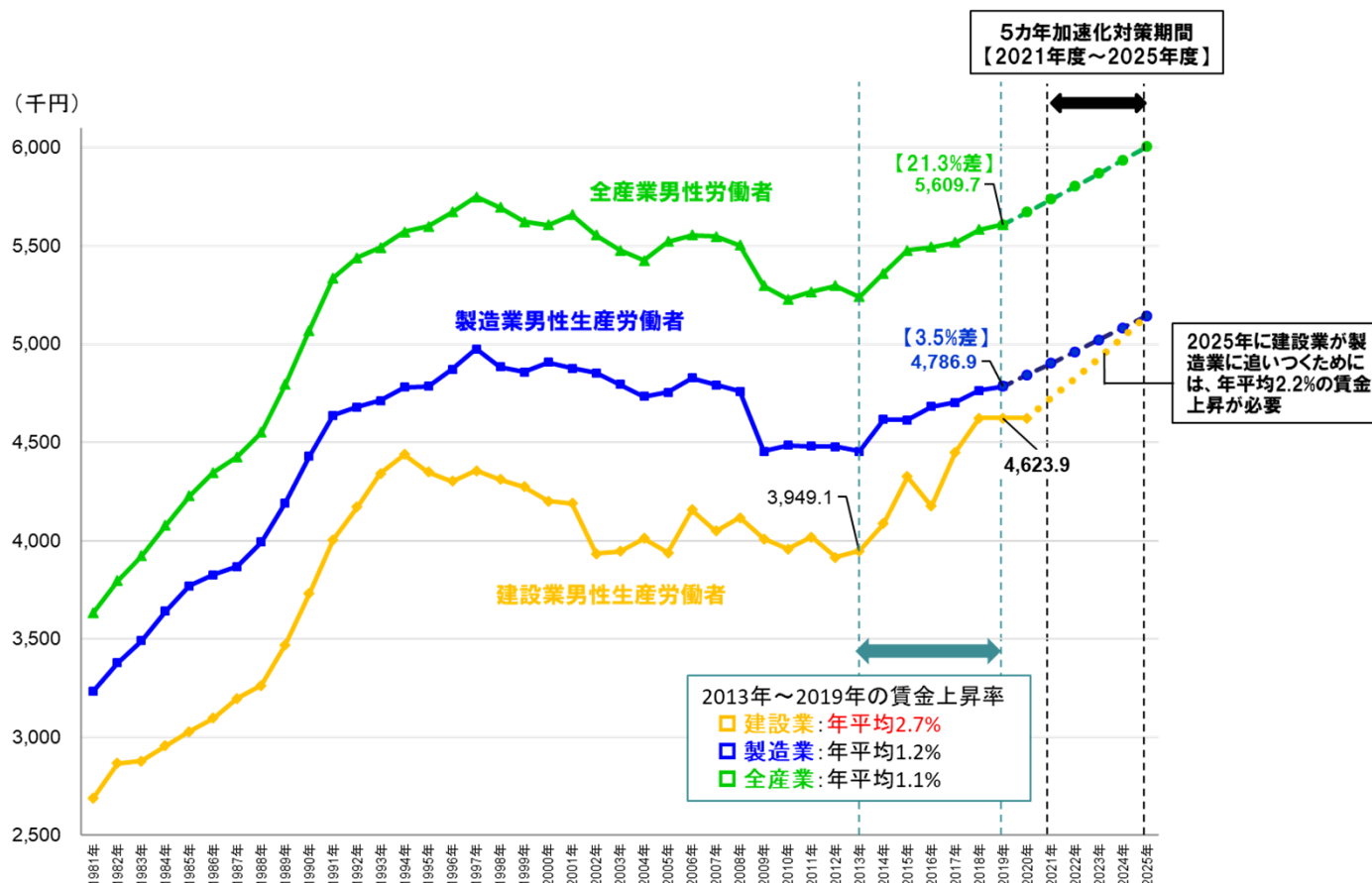
## 単価への影響

本措置による影響は**+0.8%**(単純平均)

# 技能労働者の賃金水準の引上げについて

- 約42%の地域・業種で賃金レベルが下がった状況が継続・拡大すれば、かつての賃金下落、労務単価下落、利益下落、更なる賃金下落という負のスパイラルに陥りかねない。
- 技能労働者の賃金の引上げが労務単価の上昇を通じて、適正利潤の確保、更なる賃金の引上げにつなげる好循環を堅持することが必要。
- 今後の公共事業量については、「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」(5カ年総額おおむね15兆円)により、一定の見通しが確保されている。

## 技能労働者の賃金の推移と他産業との比較



## 技能労働者の賃金水準の引上げの必要性

- 今後の担い手確保のためには、賃金上昇の継続が必要
- 特に若い世代には、技能と経験に応じて処遇が向上する姿を示すことが必要
- 建設業に関わる全ての関係者が、賃金引上げに向けてそれぞれ努力することが重要

(資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)  
※ 年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

# 赤羽国土交通大臣と建設業団体の意見交換会(R3.3.30)

## 開催概要

日時：令和3年3月30日 17:00～18:00

出席団体：日本建設業連合会・全国建設業協会・全国中小建設業協会・建設産業専門団体連合会

開催趣旨：公共工事の円滑な施工確保、技能労働者の賃金水準の引上げ、  
建設キャリアアップシステムについて意見交換

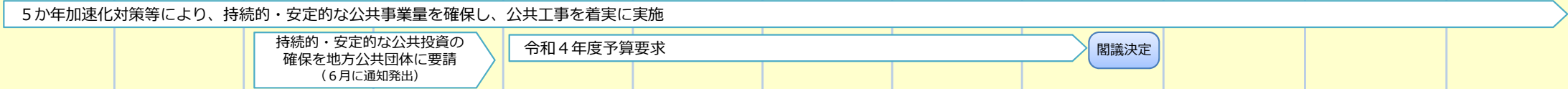
- この場において、官民連携して「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等の公共工事の円滑な施工確保に取り組むこと、建設キャリアアップシステムの普及促進のため、官民あげて取り組んでいくことを確認。
- 今後の担い手確保のため、技能労働者の賃金の引上げが設計労務単価の上昇を通じて、適正利潤の確保、さらなる賃金の引上げにつながる好循環を継続することが必要であり、様々な課題もあり、困難を伴うものの、本年は概ね2%以上の賃金上昇の実現を目指す旗印のもと、全ての関係者が可能な取組を進めることとなり、また、翌年以降も経済状況等を踏まえつつ、継続して賃金上昇に向けた取組を進めることとなった。



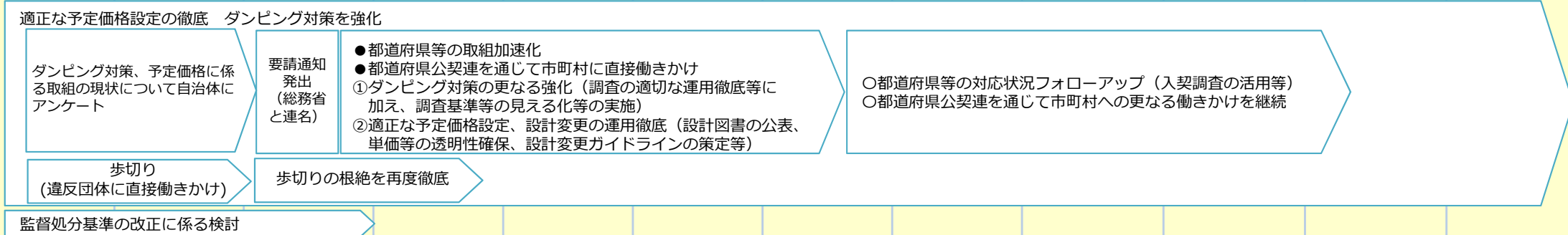
# 賃金上昇率2%の実現に向けたロードマップ

令和3年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月
------------	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	------------	----	----

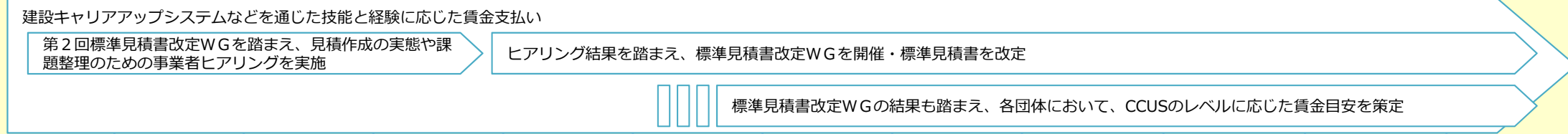
## 【事業量確保と着実な実施】



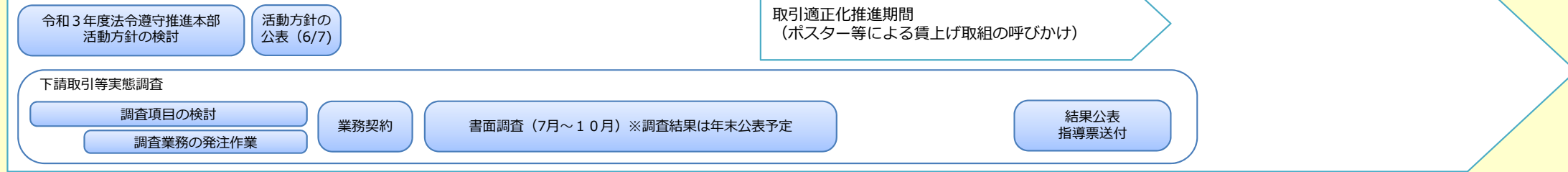
## 【ダンピング受注の排除 (公共工事)】



## 【技能労働者への適切な水準の賃金支払い】

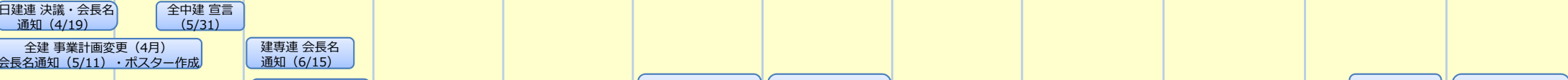


## 立ち入り検査等における見積り活用状況等の調査・必要な指導

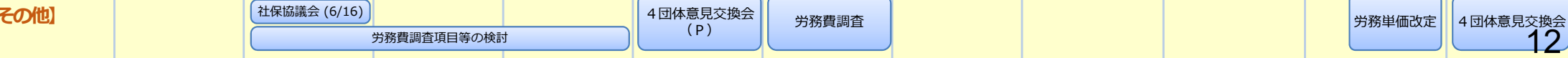


## 建設業団体あて事務連絡

## 【各団体における決議・申し合わせや会員企業への周知・徹底】



## 【その他】





事務連絡  
令和3年4月2日

日本建設業連合会 会長 殿  
全国建設業協会 会長 殿  
全国中小建設業協会 会長 殿  
建設産業専門団体連合会 会長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

技能労働者の賃金上昇に向けた取組について

去る3月30日に国土交通省と建設業団体との意見交換会が開催され、公共工事の円滑な施工確保、技能労働者の賃金水準の引上げ、建設キャリアアップシステムについて意見交換を行ったところです。

この場において、今後の担い手確保のため、技能労働者の賃金の引上げが設計労務単価の上昇を通じて、適正利潤の確保、さらなる賃金の引上げにつながる好循環を継続することが必要であり、様々な課題もあり、困難を伴うものの、本年は概ね2%以上の賃金上昇の実現を目指す旗印のもと、全ての関係者が可能な取組を進めることとなり、また、翌年以降も経済状況等を踏まえつつ、継続して賃金上昇に向けた取組を進めることとなりました。

国土交通省においては、今後、ダンピング対策の強化等の取組を進めてまいりますので、貴職におかれましても、技能労働者の賃金上昇に向けた取組をそれぞれ進めるとともに、傘下の建設業者等に周知していただきますようお願いいたします。

(参考) 赤羽大臣と建設業4団体トップが意見交換【国土交通省HP】

[https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01\\_hy\\_007908.html](https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_007908.html)



# 業界団体の動き

## 日本建設業連合会(令和3年4月19日理事会決定・会長名通知)

### ○技能労働者の賃金水準の引上げに向けた取組に関する決議

#### 1. 概ね2%以上の賃金上昇を目指す趣旨に適う下請契約の締結

日建連会員企業は、「労務費見積り尊重宣言(2018年12月21日決定)」の今年度の運用について、**一次下請への見積り依頼に際して、概ね2%以上の賃金上昇の趣旨に適う適切な労務費を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重するものとする**こと。

#### (参考)労務費見積り尊重宣言

日建連会員企業は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、一次下請企業への見積り依頼に際して、内訳明示が進んできている法定福利費に加えて労務賃金改善の趣旨に適う適切な労務費(労務賃金)を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重する。

#### 2. 適正な受注活動の徹底

公共工事、民間工事を問わず、過度な安値受注、いわゆるダンピング受注等公正な競争を妨げる行為を行わないことは「日建連等企業行動規範2013」で明示されており、また、適正な受注活動の実施については、これまでも会長名で要請を行ってきたところであるが、改めて、①適正価格での受注の徹底②適正工期の確保③適正な契約条件の確保を徹底すること。なお、適正な受注活動は、あくまで自社の責任において行われるものであって不当な取引制限に繋がるような行為は絶対にあってはならないこと。

## 全国中小建設業協会(令和3年5月31日理事会決定)

### ○働き方改革宣言

(略)働き方改革の具体的な取組として、高い水準の公共投資を背景に**当分の間、2パーセント以上の労務費の引き上げの取組を宣言**する。今後、会員団体傘下の会員に対して、実効ある取り組みを推奨し、労務費の引き上げを推進する。

## 全国建設業協会(令和3年4月21日理事会報告・5月11日会長名通知)

### ○令和3年度事業計画

#### 2. 働き方改革の推進等による職場環境の整備

##### ② 技能者の概ね2%以上の賃上げへの取組

全建では、これまで「単価引き上げ分アップ宣言」に基づき、継続的な技能者の賃上げへの取組を進めてきたところ、令和3年2月の労務単価改定でも全国平均でプラス1.2%(9年連続プラス改定)となった。しかしこの数値は、調査結果がマイナスとなった地域・職種についてコロナ禍の特別措置として据え置いた結果であり、今年度この単価改定分をアップするだけでは、来年度にはマイナス改定に転じるおそれがある。

このため、3月の国土交通省と建設業4団体との意見交換会で申し合わせた、**同宣言を超える概ね2%以上の賃上げを目指し、下請契約での配慮、下請会社への指導等の取組を進める**。併せて、その阻害要因となりかねないダンピングの防止に向け、調査基準価格の設定の適正化等を要望・提言する。

## 建設産業専門団体連合会

(令和3年4月7日周知・6月9日総会説明・6月15日会長名通知)

### ○建設技能労働者の処遇改善への取組について

- 賃金アップのための障壁は多く、元請・下請関係では、ダンピングによる受発注等への対応や下請け企業の見積り尊重の実施等、経営者として意識を強く持って取り組んで行かなくてはならない。
- これらの課題のうち**賃金アップ分の原資を確実に獲得することを第一の目標と定め、**
- **労務費には賃金アップ分を反映させた額を計上し、法定福利費等必要な費用の内訳を明示した見積書を作成すること**
- **当該見積書を尊重した請負契約を締結するよう理解を求めていくこと**を当会加盟団体の当面の共通取組として実施。

# 賃金上昇の実現に向けた地方公共団体発注工事における環境整備

- 赤羽大臣・建設業団体トップで合意された「本年は概ね2%以上の賃金上昇の実現を目指す旗印」のもと、公共工事の受注者による適正利潤の確保を通じて、賃金引上げに向けた環境整備が図られるよう、地方公共団体に対して、総務省と連名で
  - ① 安定的・持続的な公共投資の確保とともに、② 適正な予定価格の設定や、③ ダンピング対策の更なる徹底 等を要請
- 都道府県に加え、都道府県公契連等を通じて市町村に対しても、直接働きかけを実施し、フォローアップ

『技能労働者の処遇改善に向けた環境整備のための適正な入札及び契約の実施について』(令和3年6月15日付け、総行第201号・国不入企第15号)

## 安定的・持続的な公共投資の確保等

建設企業が将来の見通しをもちながら、技能労働者等の安定的な雇用等を図るため、公共投資の安定的・持続的な見通しの確保が必要

- 安定的・持続的な公共投資の確保
- 計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成・公表

## 適正な予定価格の設定・適切な契約変更の徹底

工事の品質確保、担い手の確保・育成に必要な適正利潤の確保を図るため、取組の更なる強化が必要

- 《特に強化すべき取組》
- 見積り活用時の妥当性確認の徹底 (不当な乗率の設定取り止め)
  - 積算内訳(工事設計書)の適時公表
  - 設計変更がドラインの公表、適正履行 (特記仕様書への記載等)
  - 歩切りの根絶徹底

## ダンピング対策の更なる徹底

工事の品質確保や担い手の育成・確保に必要な適正利潤の確保を図るため、ダンピング対策の更なる強化

- 《特に強化すべき取組》
- 公契連モデルを大きく下回る団体等を『見える化』し、個別に働きかけ
  - 低入札調査の排除実施状況に応じて、個別に改善を働きかけ
  - 低入札価格を下回る受注における履行確保措置※の徹底
- ※①「監督・検査の強化」、②「技術員の増員」、③「下請業者への公正・透明(クア)な支払の確認」、④「契約保証額の引上げ等」、⑤「工事請負契約に係る指名停止措置の強化」(かきつけこ)を推進)

都道府県に加え、市町村に対しても、都道府県公契連等を通じて直接働きかけを実施し、フォローアップ

# 1. 建設業の働き方改革の促進

---

- (1) 工期の適正化 . . . . .
- (2) 下請代金の支払 . . . . .

# 1.建設業の働き方改革の促進

## 長時間労働の是正

中央建設業審議会が**工期に関する基準**を作成

注文者

通常必要と認められる期間に比して**著しく短い工期による請負契約の締結を禁止**  
 ・違反した場合、**勧告**  
 ・従わないときは、その旨を**公表**  
 ※建設業者の場合は監督処分

実施を勧告

工期も含む見積書を交付

工事を施工しない日や時間帯の定めをするときには**契約書面に明記**

建設業者

**工程の細目を明らかにし、工種ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り**

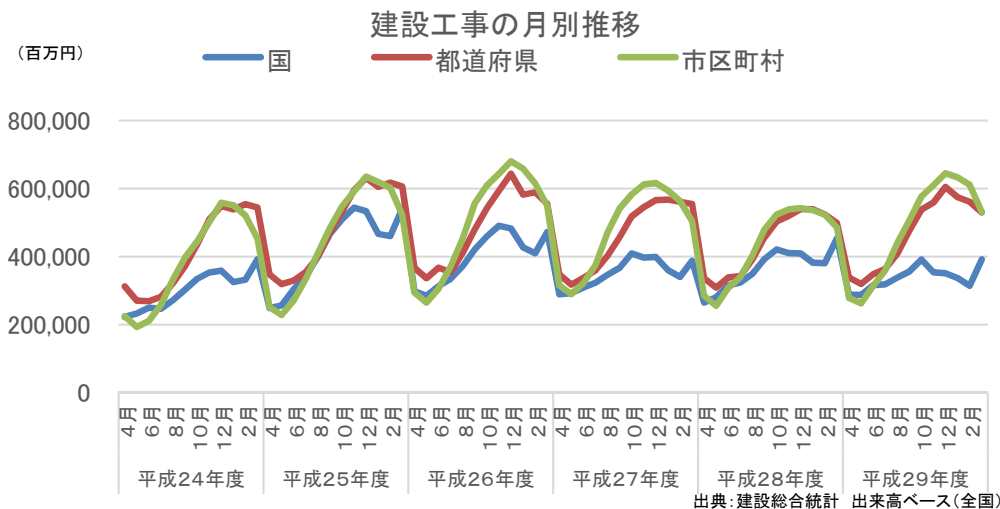
<参考>  
 建設業の働き方改革のための関係省庁連絡会議において、「**建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン**」を策定し、関係省庁に要請。



## 平準化

<入契法にて措置>

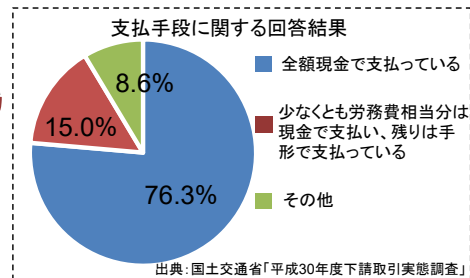
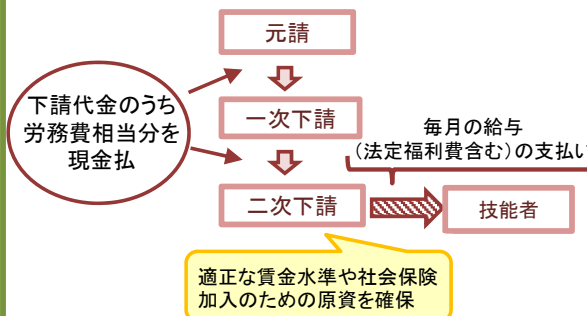
入札契約適正化指針に公共発注者が取り組むべき事項として、**工期の確保や施工時期の平準化を明記**(※)  
 (※)公共団体等に対する努力義務。地方自治体への要請が可能となる。



## 処遇改善

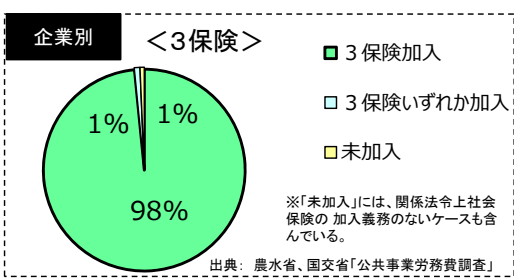
下請代金のうち**労務費相当分について現金払**

➡ **下請労働者の処遇改善**



下請の建設企業も含め社会保険加入を徹底するため、社会保険に未加入の建設企業は**建設業の許可・更新を認めない**仕組みを構築

➡ **不良・不適格業者の排除や公正な競争を促進**



※省令事項として位置付け

# 1. (1) 工期の適正化

(建設業法第19条、第19条の5・6、第20条、第20条の2、第21条、第34条、入契法第11条)

## ◆中央建設業審議会が**工期に関する基準**を作成

(中央建設業審議会の設置等)

第三十四条 (略)

- 2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準、予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準並びに**建設工事の工期に関する基準**を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

### 注文者

実施を勧告

### 建設業者

#### ◆通常必要と認められる期間に比して**著しく短い工期による請負契約の締結を禁止**

(著しく短い工期の禁止)

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

#### ◆**工期に影響を及ぼす事象**で認識しているものについて**契約締結までに通知**

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供)

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

【建設業法施行規則】

(工期等に影響を及ぼす事象)

第十三条の十一 法第二十条の二の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象とする。

- 一 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- 二 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

#### ◆**工程の細目を明らかにし、工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り**

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2・3 (略)

#### ◆**工事を施工しない日や時間帯の定めをするときには契約書面に明記**

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一～三 (略)

四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

五～十六 (略)



# 工期に関する基準の作成について（中央建設業審議会WGにおける検討）

- 適正な工期による請負契約の締結を促すため、改正建設業法において、中央建設業審議会が工期に関する基準を作成・勧告できることが規定された。
- これを受けて、中央建設業審議会に「工期に関する基準の作成に関するワーキンググループ」を設置し、令和元年11月より基準の検討を開始。令和2年6月の第6回WGにて基準案をとりまとめた。

## 委員

青柳 剛 一般社団法人全国建設業協会総合企画委員会副委員長  
 菅 弘史郎 電気事業連合会工務部長  
 今泉 満 一般社団法人日本電設工業協会人材委員会働き方改革専門委員会副主査  
 小澤 一雅 東京大学大学院工学系研究科教授  
 河崎 茂 一般社団法人全国中小建設業協会副会長  
 木谷 宗一 一般社団法人日本建設業連合会建築生産委員会施工部会長  
 齊藤 誠 東日本旅客鉄道(株)建設工事部担当部長

佐藤 善彦 一般社団法人全国建設室内工事業協会常任理事  
 佐藤 りえ子 弁護士  
 里深 一浩 西日本高速道路(株)執行役員・技術本部長  
 仲田 裕一 一般社団法人不動産協会企画委員会委員長  
 古阪 秀三 【座長】立命館大学OIC総合研究機構グローバルMOT研究センター客員教授  
 村上 清徳 東京都建設局企画担当部長  
 （五十音順、敬称略、第6回WG開催時）

## WGでの検討事項

適正な工期を設定するために考慮すべき事項

- ・ 工期全般にわたって考慮すべき事項、工程別に考慮すべき事項  
 （例）自然要因、休日・法定外労働時間 等
- ・ 主要民間発注分野（住宅・不動産、鉄道、電力、ガス）において考慮すべき事項 等

## スケジュール

令和元年11月28日 第1回ワーキンググループ  
 令和2年 2月 3日 第2回ワーキンググループ  
 4月22日 第3回ワーキンググループ（書面開催）  
 6月 4日 第4回ワーキンググループ  
 6月19日 第5回ワーキンググループ  
 6月30日 第6回ワーキンググループ（とりまとめ）



（第1回WG 古阪 座長挨拶） 19



- 本基準は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

## 第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
  - (i) 多様な関係者の関与 (ii) 一品受注生産 (iii) 工期とコストの密接な関係
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
  - (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方 (ii) 公共工事における考え方 (iii) 下請契約
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

## 第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因
  - 降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間
  - 改正労働基準法に基づく法定外労働時間
  - 建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保
- (3) イベント
  - 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水塔の落水期間 等
- (4) 制約条件
  - 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約 等
- (5) 契約方式
  - 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、分離発注 等
- (6) 関係者との調整
  - 工事の前に実施する計画の説明会 等
- (7) 行政への申請
  - 新技術や特許公報を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生
  - 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更
  - 当初契約時の工期の施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議・合意
- (10) その他
  - 施工時期や施工時間、施工法等の制限 等

## 第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理 ※詳細は別紙に整理

## 第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
  - (i) 資機材調達・人材確保
  - (ii) 資機材の管理や周辺設備
  - (iii) その他
- (2) 施工
  - (i) 基礎工事 (ii) 土工事 (iii) 躯体工事
  - (iv) シールド工事 (v) 設備工事
  - (vi) 機器製作期間・搬入時期 (vii) 仕上工事
  - (viii) 前面及び周辺道路状況の影響 (ix) その他
- (3) 後片付け
  - (i) 完了検査 (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
  - (iii) 原型復旧条件

## 第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野
- (2) 鉄道分野
- (3) 電力分野
- (4) ガス分野

## 第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
  - 駆け込みホットラインの活用
- (2) 新型コロナウイルス感染症焼対策を踏まえた工期等の設定
  - 受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し
  - 本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

# 工期に関する基準 詳細 (1/4)

- 第1章では、本基準を作成した背景や、建設工事の特徴、請負契約及び工期に関する考え方（公共、民間（下請契約含む））、本基準の趣旨及び適用範囲、工期設定に受発注者の責務について記載。

## 第1章 総論

### (1) 背景

#### (2) 建設工事の特徴

##### (i) 多様な関係者の関与

- 建設工事の工期については、**元下間などの各々の下請契約においても適正な工期が確保されるように全工程を通して適切に設定**することが求められる

##### (ii) 一品受注生産

- 供与目的に応じて、**発注者から、一品ごとに受注して生産**され、受注した工事ごとに、工程が異なるほか、目的物が同一であっても、天候や施工条件等によって施工方法は影響を受けるため、追加工事や設計変更、工程遅延が発生する場合がある

##### (iii) 工期とコストの密接な関係

- 建設工事において、**品質・工期・コストの3つの要素はそれぞれ密接に関係**しており、**ある要素を決定するに当たっては、他の要素との関係性を考慮**しなければならない

### (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方

#### (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方

- 建設工事の請負契約については、建設業法第18条、第19条等において、**受発注者間及び元下間が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結**し、信義に従って誠実に履行しなければならない

#### (ii) 公共工事

- 建設業法に加え、**公共工事品質確保法や入札契約適正化法において公共工事独自のルール**が定められている
- 元請負人は、工事を円滑に完成するため、**関連工事との調整を図り**、必要がある場合は、下請負人に対して指示を行うが、**工期の変更契約等が生じる場合は、元下間で協議・合意の上、工期や請負代金の額を変更**する

#### (iii) 下請契約

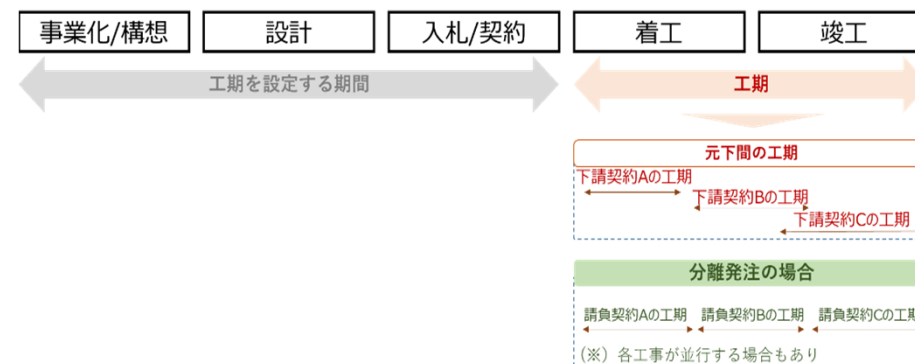
- 前工程で工程遅延が発生した場合は、**後工程がしわ寄せを受けることのないよう**に、元下間で協議・合意の上、**工期や請負代金の額を変更**する

### (4) 本基準の趣旨

- 適正な工期の設定や見積りにあたり**発注者及び受注者（下請負人含む）が考慮すべき事項の集合体**であり、**建設工事において適正な工期を確保するための基準**

### (5) 適用範囲

- **本基準の対象は、公共工事・民間工事を問わず、発注者及び受注者（下請負人を含む）を含む、あらゆる建設工事が対象**
- 本基準における**工期とは、建設工事の着工から竣工**までの期間



### (6) 工期設定における受発注者の責務

- 公共工事、民間工事を問わず、建設工事の請負契約を締結するに当たっては、**適正な工期を設定できるよう、契約の当事者が対等な立場で、それぞれの責務を果たす必要性**がある
- 工期設定における**発注者 / 受注者が果たすべき責務**について規定

# 工期に関する基準 詳細 (2/4)

- 第2章では、自然要因や休日・法定外労働時間、契約方式、関係者との調整、行政への申請、工期変更等、工期全般にわたって考慮すべき事項について記載。

## 第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

### (1) 自然要因

- ・ 降雨日・降雪日（雨休率の設定 等）
- ・ 寒冷・多雪地域における冬期休止期間 等

### (2) 休日・法定外労働時間

- ・ 改正労働基準法の令和6年からの適用
- ・ **週休2日（4週8休）**をすべての建設現場に定着させていくためには、**建設業界が一丸となった意識改革が必要**。価値観の転換のためには、**4週8閉所の取組は有効な手段の一つ**であると考えられる。また、維持工事など、工事の特性・状況によっては、**交代勤務制による建設業の担い手一人ひとりの週休2日（4週8休）の確保が有効な手段の一つ**であると考えられる。
- ・ ただし、**必ずしも4週8閉所等が適当とは限らない工事が存在**することに留意。
- ・ 週休2日に当たっては、**日給制技能労働者等の処遇水準の確保に十分留意**し、労務費等その他の必要経費に掛かる見直し等の効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準の確保等を図る。

### (3) イベント

- ・ 年末年始、夏季休暇、ゴールデンウィーク、地元の催事等に合わせた特別休暇・不稼働日 等

### (4) 制約条件

- ・ 鉄道近接、航空制限などの立地に係る制限
- ・ 周辺への振動、騒音、粉塵、臭気、工事車両の通行量等に配慮した作業や搬出入時間の制限

### (5) 契約方式

- ・ 契約方式によっては、**受注者（候補者含む）が施工段階より前に工期設定に関与する場合**があり、**受注者の知見を設計図書等に反映し、受発注者双方の協議・合意の上で、施工段階の適正な工期を確保していくことが重要**

- ・ **分離発注**の場合は、**発注者が、分離発注した個々の工事の調整を行い、適正な工期を設定**すると共に、**前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せの防止に関する取組等を行う必要**がある。

### (6) 関係者との調整

- ・ 電力・ガス事業者などの占用企業者等との協議調整に要する時間 等

### (7) 行政への申請

- ・ 交通管理者（警察）との道路工事等協議、道路使用許可申請等に要する時間 等

### (8) 労働・安全衛生

- ・ 労働安全衛生法等関係法令を遵守し、**労働者の安全を確保するための十分な工期を設定**することで、**施工の安全性を確保**するとともに、社会保険の法定福利費や安全衛生経費を確保することが必要であり、契約締結に当たっては、**安全及び健康の確保に必要な期間やこれらの経費が適切に確保されることが必要** 等

### (9) 工期変更

- ・ 当初契約時の工期で施工ができない場合、**工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議して合意したうえで施工を進める**。
- ・ 工期変更等に伴う工期延長や、工程遅延等が生じたにも関わらず工期延長ができず、**後工程の作業が短期間での実施を余儀なくされる等の場合は、受発注者間で協議の上、必要な請負代金の額の変更等、適切な変更契約を締結**。

(※) 受発注者間で契約条件の変更等をした場合には、その結果を適切に元下間の契約に反映

### (10) その他

# 工期に関する基準 詳細 (3/4)

- 第3章では、準備段階・施工段階・後片付け段階の各工程において考慮すべき事項について記載。
- 第4章では、民間発注工事の大きな割合を占める住宅・不動産、鉄道、電力、ガスの4分野については、分野別の考慮事項を記載。

## 第3章 工程別に考慮すべき事項

### (1) 準備

#### (i) 資機材調達・人材確保

- ・ 資機材の流通状況や職種・地域により特定の人材が不足する場合があるため、必要に応じ、それぞれの調達に要する時間

#### (ii) 資機材の監理や周辺設備

- ・ 工事用資機材の保管及び仮置き場の設置や駐車場の確保、宿泊施設の手配等に要する時間 等

#### (iii) その他

### (2) 施工

#### (i) 基礎工事

- ・ 杭、山留等に関する考慮事項

#### (ii) 土工事

- ・ 地山掘削、盛土工事に関する考慮事項

#### (iii) 躯体工事

- ・ 構法、鉄骨等に関する考慮事項

#### (iv) シールド工事

- ・ シールドマシンの制作時間、先行作業 等

#### (v) 設備工事

- ・ 荷揚げ設備による制約（クレーン、エレベーター、リフト、構台）やサッシ・建具の取り付けの遅れ等に関する考慮事項

#### (vi) 機器製作期間・搬入時期

#### (vii) 仕上工事

- ・ 地山掘削、盛土工事に関する考慮事項

- ・ 塗装工事・タイル工事等に関する考慮

#### (viii) 前面及び周辺道路条件の影響

#### (ix) その他

- ・ アスベスト対応（届出、前処理、除去作業、事後処理）に要する時間

### (3) 後片付け

#### (i) 完了検査

- ・ 自主・消防・官公庁等の完了検査に要する時間
- (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
- (iii) 原形復旧条件

## 第4章 分野別に考慮すべき事項

### (1) 住宅・不動産分野

#### (i) 新築工事

#### (ii) 改修工事

#### (iii) 再開発事業

### (2) 鉄道分野

#### (i) 新線建設や連続立体交差事業等の工事

#### (ii) 線路や駅等の改良工事

#### (iii) 線路や構造物の保守工事

### (3) 電力分野

#### (i) 発電設備

#### (ii) 送電設備

### (4) ガス分野

#### (i) 新設工事

#### (ii) 改修工事



# 工期に関する基準 詳細 (4/4)

- 第5章では、働き方改革・生産性向上に向け、他社の優良事例を参考にすることが有効である旨を記載。
- 第6章では、本基準を運用するうえで考慮すべき事項などを記載。

## 第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

- 建設業の働き方改革や生産性向上を進めるに当たっては、自社の取組のみならず、他社の優良事例を参考にして、様々な創意工夫を行っていくことも必要である。そのため、別紙として『週休2日達成に向けた取組の好事例集』から取り組みを抽出し、別紙を作成  
『週休2日達成に向けた取組の好事例集』：[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000178.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000178.html)

## 第6章 その他

### (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応

法令違反行為の疑義情報を受け付ける**駆け込みホットライン**が設置されており、締結された請負契約が、本基準等を踏まえて著しく短い工期に該当すると考えられる場合は、**発注者、受注者、元請負人、下請負人問わず、適宜相談が可能**

**著しく短い工期による請負契約を締結したと判断された場合**には、許可行政庁は、建設業法第19条の6に基づき発注者に対する**勧告を行うことができる**ほか、勧告を受けた発注者がある勧告に従わないときは、その旨を公表することが可能

### (2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定

施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、手洗いなどの感染予防の徹底に加え、建設現場における「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策の徹底を図ることが必要

国土交通省では、「三つの密」回避やその影響を緩和するための対策の徹底のため、ガイドラインを作成・周知

こうした施工中の工事における新型コロナ感染症の拡大防止措置等の取組を実践するに当たっては、入室制限に伴う作業効率の低下や、作業員の減少に伴う工期の延長、作業場や事務所の拡張・移転、消毒液の購入、パーテーションの設置等に伴う経費増等が見込まれることから、あらかじめ請負代金の額に必要な経費を盛り込むほか、受発注者間及び元下間において協議を行った上で、必要に応じて適切な変更契約を締結することが必要

特に、「三つの密」回避に向けた取組の中で、前工程で工程遅延が発生し、**適正な工期を確保できなくなった場合は、元下間で協議・合意の上、必要に応じて工期の延長を実施**

サプライチェーンの分断等による資機材の納入遅れ、感染者又は感染疑い者の発生等による現場の閉鎖、現場必要人員の不足等により工期の遅れが生じた場合や、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言下において、特定警戒都道府県より労務調達を要する場合は、当該労務者の健康状態にかかる経過観察期間を要するため、受発注者間及び元下間において協議を行った上で、必要に応じて適切な工期延長等の対応をすることが必要

### (3) 基準の見直し

今後、**本基準の運用状況を注視するとともに**、本基準の運用状況等を踏まえて必要がある場合は、**適宜、見直し等の措置を講ずる**。また、今後の長時間労働の是正に向けた取組や、i-Constructionなどの生産性向上に向けた技術開発、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた安全衛生の取組などの状況については、本基準の見直しの際に適宜検討し、必要に応じて本基準に盛り込んでいくことが必要

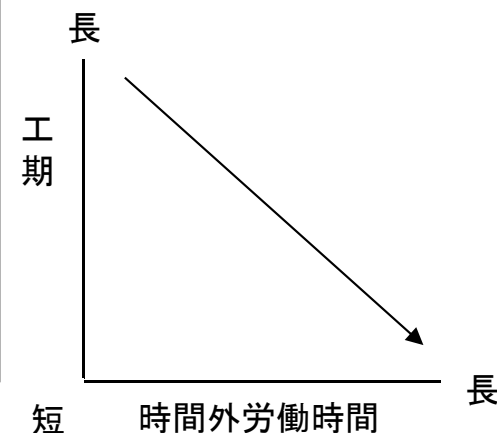
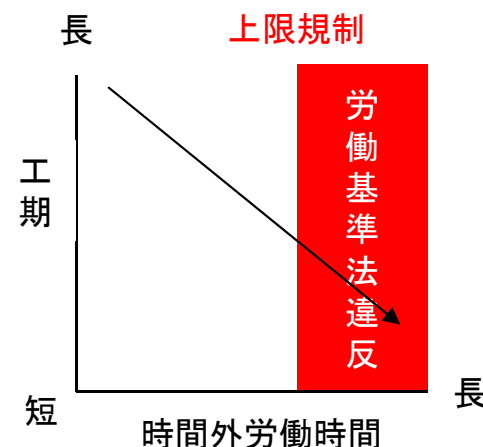
# 著しく短い工期の禁止 (改正建設業法第19条の5)①

- 改正建設業法第19条の5において、「**注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。**」ことが規定された。
- この規定が設けられた主旨は、**建設業就業者の長時間労働を是正**するためには、適正な工期設定を行う必要があり、通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする建設工事の請負契約を禁止するもの。

## 短い工期と長時間労働の関係

- 建設工事の工期は、施工環境・施工技術・労働者数等の様々な要素の影響を受けるが、時間外労働時間との関係において、その他の要素を一定とすると、右の図のように**短い工期と長時間労働には相関関係**がある。
- 特に、令和6年4月からは、建設業についても、時間外労働時間の上限規制の適用を受けるため、**当該上限規制以上の時間外労働は、労働基準法違反**となる。

【工期と長時間労働の関係】


 【工期と長時間労働の関係】  
(令和6年4月～)


## 通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間

- 改正建設業法第19条の5の規定の主旨（**建設業就業者の長時間労働の是正**）を踏まえた適切な運用を確保するためには、「著しく短い工期」の判断に際しては、単に定量的な期間の短さに着目するのではなく、「**工期短縮が長時間労働などの不適正な状態を生じさせているか**」に着目することが必要。
- このため、「通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間」とは、**単に定量的に短い期間を指すのではなく、「建設工事の工期に関する基準」（令和2年7月20日、中央建設業審議会決定）等に照らして不適正に短く設定された期間**をいう。



# 著しく短い工期の禁止（改正建設業法第19条の5）②

## 著しく短い工期の判断材料

- 見積依頼の際に元請負人が下請負人に示した条件
  - 締結された請負契約の内容
  - 下請負人が「著しく短い工期」と認識する考え方
  - 過去の同種類似工事の実績
  - 下請負人が元請負人に提出した見積もりの内容
  - 当該工期を前提として請負契約を締結した事情
  - 当該工期に関する元請負人の考え方
  - 貸金台帳
- 等

## 著しく短い工期の判断の視点

- ① 契約締結された工期が、「工期基準」で示された内容を踏まえていないために短くなり、それによって、**下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することになっていないか。**
- ② 契約締結された工期が、過去の同種類似工事の工期と比較して短くなることによって、**下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することになっていないか。**
- ③ 契約締結された工期が、下請負人が見積書で示した工期と比較して短い場合、それによって、**下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することになっていないか。**

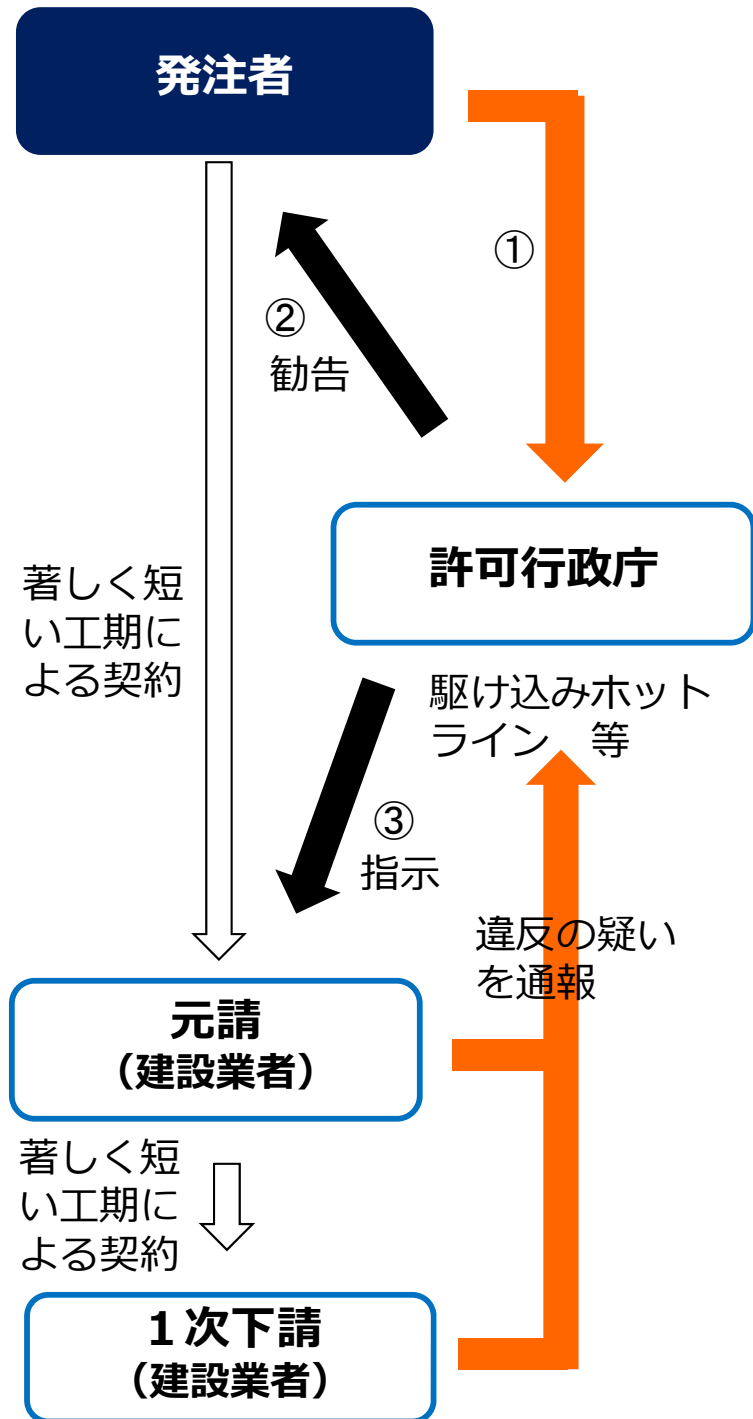
## 時間外労働時間の罰則付き上限規制の適用（令和6年4月1日～）

- 第196回国会（常会）で成立した「働き方改革関連法」による改正労働基準法に基づき、令和6年4月1日から、建設業者に関しても、災害時の復旧・復興事業を除き、時間外労働時間の罰則付き上限規制の一般則が適用されることを踏まえ、**当該上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例え、元請負人と下請負人との間で合意している場合であっても、「著しく短い工期」と判断される。**

## 工期の変更が必要となる場合にも適用

- 「著しく短い工期」の禁止は、当初の契約締結後、当初の契約どおり工事が進行しなかったり、工事内容に変更が生じた際、**工期を変更するために変更契約を締結する場合についても適用**される。
- 工期の変更時には紛争が生じやすいため、紛争の未然防止の観点から、当初の契約の際、建設工事標準下請契約約款第17条（元請負人は、工期の変更をするときは、変更後の工期を建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間としてはならない。）を明記しておくことが重要である。

# 著しく短い工期の禁止に違反した場合の措置



## ① <公共工事の場合> <入契法>

建設工事の受注者（元請）が下請業者と著しく短い工期で下請契約を締結していると疑われる場合は、当該工事の発注者は当該受注者の許可行政庁にその旨を通知しなければならない。

### <入契法>

第十一条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。次条において同じ。）に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

一（略）

二 第十五条第二項若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項、第二項若しくは第四項又は同法第十九条の五、第二十六条第一項から第三項まで、第二十六条の二若しくは第二十六条の三第六項の規定に違反したこと。

② 国土交通大臣等は著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、勧告を行うことができ、従わない場合はその旨を公表することができる。  
※必要があるときは発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることが可能

### <建設業法>

第十九条の六（略）

2 建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

③ 建設工事の注文者が建設業者である場合、国土交通大臣等は建設業法第41条を根拠とする勧告や第28条を根拠とする指示処分を行う。（通常と同様）

※建設業法第31条を根拠とする立入検査や報告徴収も可能

# 1. (3) 下請代金の支払(建設業法第24条の3、品確法第3条、第8条)

## 【建設業法】→元請負人

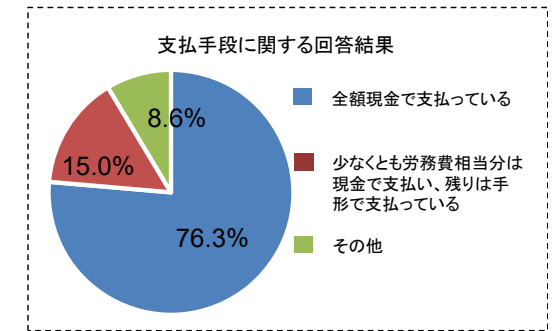
- ・ 下請代金の支払いについて、労務費相当分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない。

<現金として扱われるものの例>

- ・ 現金
- ・ 銀行振り込み
- ・ 銀行振出小切手

## 【品確法】→公共工事の当事者

- ・ 請負代金のできる限り速やかな支払い、公共工事に従事する者の賃金への配慮を基本理念として規定。
- ・ 公共工事を実施する者は、技術者・技能労働者等の賃金等、労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格を的確に反映した適正な額の請負代金を定める下請契約を締結しなければならない。



### ○建設業法

(下請代金の支払)

第二十四条の三 元請負人は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となつた建設工事を施工した下請負人に対して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、元請負人は、同項に規定する下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない。
- 3 (略)

### ○公共工事の品質確保の促進に関する法律

(基本理念)

第三条 (略)

2～7 (略)

8 公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約(下請契約を含む。)の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期(以下「工期等」という。)を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。

9～12 (略)

(受注者等の責務)

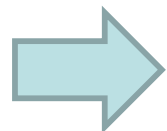
第八条 (略)

2 公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

3 (略)

## ★施工体制台帳の記載事項を追加

- 監理技術者補佐を配置する場合は、その者の氏名及び有する資格  
※この場合は、当該資格を証する書類及び恒常的な雇用関係があることを記載した書面を添付する。
  
- 当該建設工事に従事する者に関する以下の事項（作業員名簿）
  - ・氏名、生年月日及び年齢
  - ・職種
  - ・社会保険の加入等の状況
  - ・中小企業退職金共済法に該当する者であるか否かの別  
※中退共又は建退共の加入を記載
  - ・安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容
  - ・建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（従事者が希望しない場合は記載不要）



作業員名簿の作成については、建設キャリアアップシステムの活用により、効率的に作成することを想定。



## 2. 建設現場の生産性の向上

---

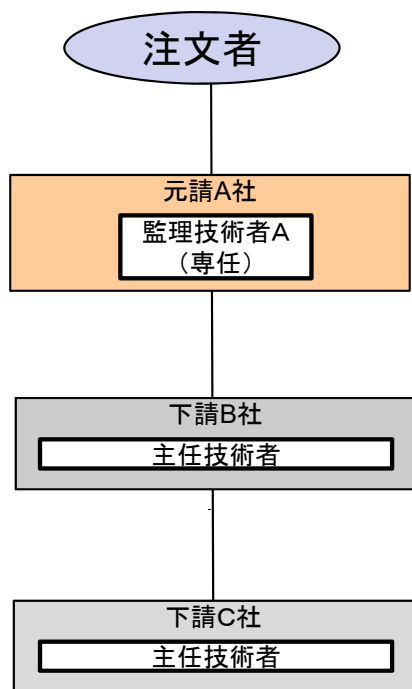
- (1) 監理技術者の専任の緩和 . . . . .
- (2) 技術検定制度の見直し . . . . .
- (3) 主任技術者の配置義務の見直し . . .
- (4) 建設資材製造業者等への勧告等 . .

## 2. (1) 監理技術者の専任の緩和(建設業法第26条)

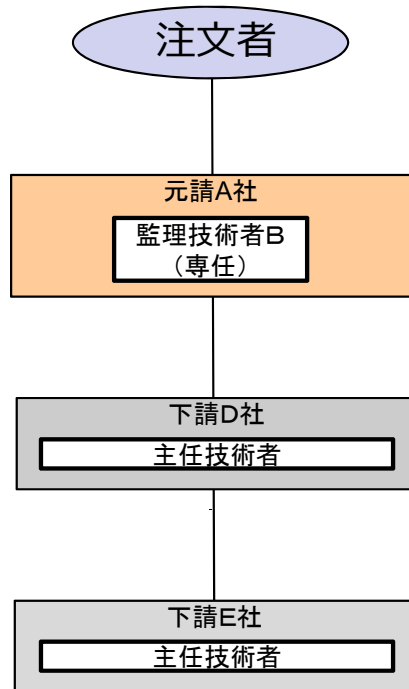
### 【現 状】

- ・ 建設工事の請負代金の額が3,500万円（建築一式工事にあつては7,000万円）以上である場合については、監理技術者は現場に専任の者でなければならない。

#### 工事 1



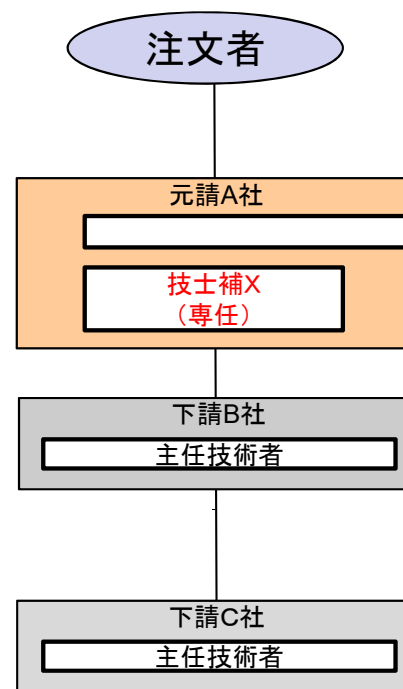
#### 工事 2



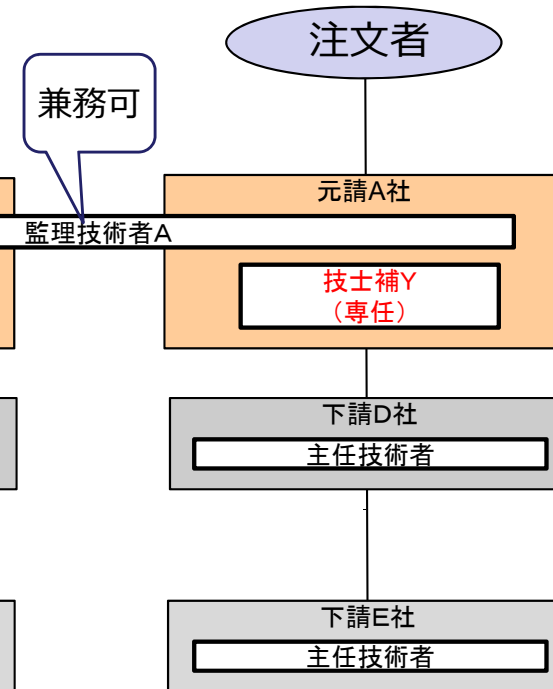
### 【改正後】

- ・ 監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を認めることとする。（2現場まで）
- ・ 政令で定める者は、主任技術者要件を満たす者のうち、監理技術者の職務に係る基礎的な知識及び能力を有する者であること等とする。

#### 工事 1



#### 工事 2



- 監理技術者は、2現場の兼務が可能となるが、監理技術者は建設工事を適正に実施するため、
  - ・当該建設工事の施工計画の作成
  - ・工程管理・品質管理その他の技術管理といった業務を引き続き担っている。

→監理技術者に求められる責務は従前と変わっておらず、これらの責務が適正に実施されるよう監理技術者を補佐する者を適切に指導することが求められる。

## ○建設業法

(主任技術者及び監理技術者の職務等)

第二十六条の四 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

2 工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(平成29年8月9日建設業課長通達、平成30年12月3日改正)

## 専任について

- 監理技術者等は、建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成等及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を行う役割を担っていることから、当該工事現場にて業務を行うことが基本
- 請負代金の額が3千5百万円(建築一式工事である場合にあっては、7千万円)以上の公共性のある施設等に関する重要な建設工事については、監理技術者等は、工事現場ごとに専任
- 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐(現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること)を必要とするものではない

【背景】技術者の継続的な技術研鑽の重要性 + 建設業の働き方改革の推進の観点を追加し、改正

**技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由により、専任の監理技術者等が短期間工事現場を離れることは差し支えないことを明確化**

### 【前提条件】

- 適切な施工ができる体制<sup>(※)</sup>の確保
- その体制について、注文者の了解

(※)適切な施工ができる体制の例

- 必要な資格を有する代理の技術者の配置
- 工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制の確保等

### 【留意事項等】 ※新規追加

- 監理技術者等が当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはない
- 監理技術者等が担う役割に支障が生じないようにする
- 監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることのないよう留意(現場に戻りうる体制の確保は必ずしも要しない等)
- 建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点に留意(監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制の確保等)



## ④ 監理技術者講習の有効期間について

### 監理技術者講習

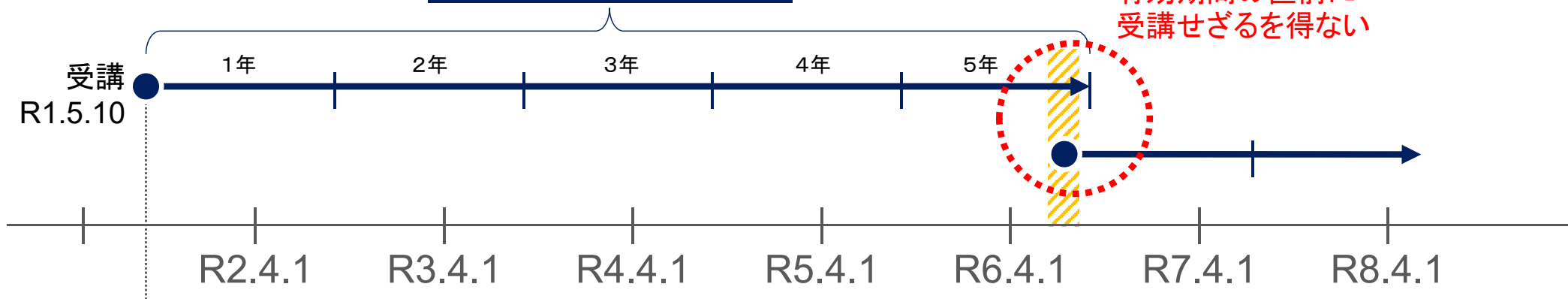
<改正前>

建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)

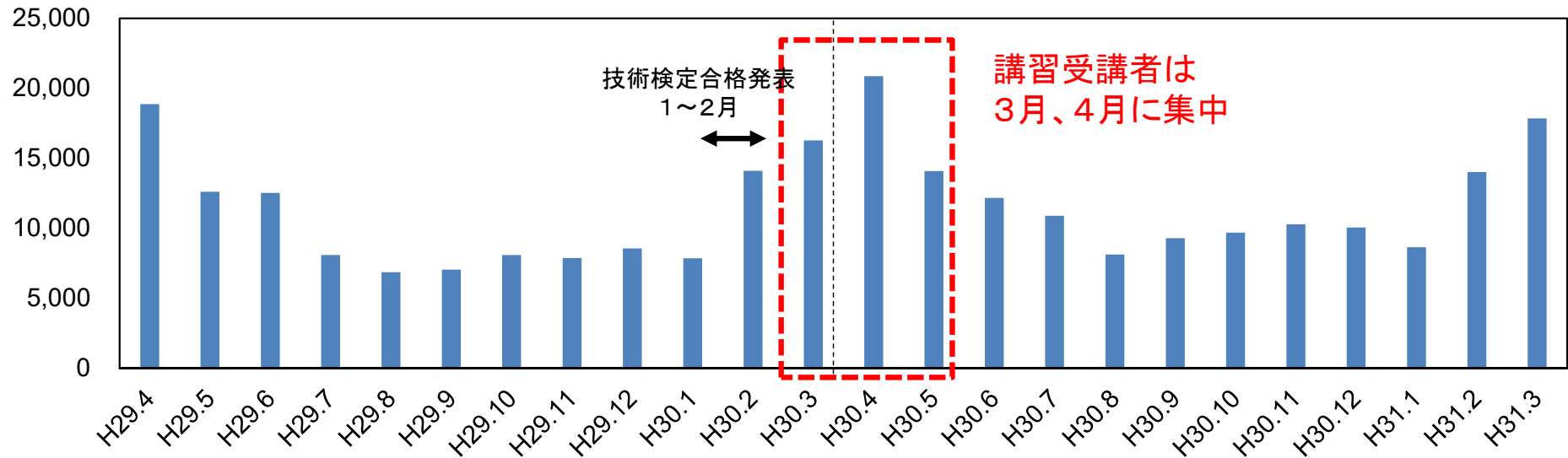
(講習の受講)

第十七条の十四 法第二十六条第四項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前五年以内に行われた同項の登録を受けた講習を受講していなければならない。

有効期間: **受講日から5年以内**



月別の監理技術者講習受講者数



## ④ 監理技術者講習の有効期間について

### 監理技術者講習

<改正後>

建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)

(講習の受講)

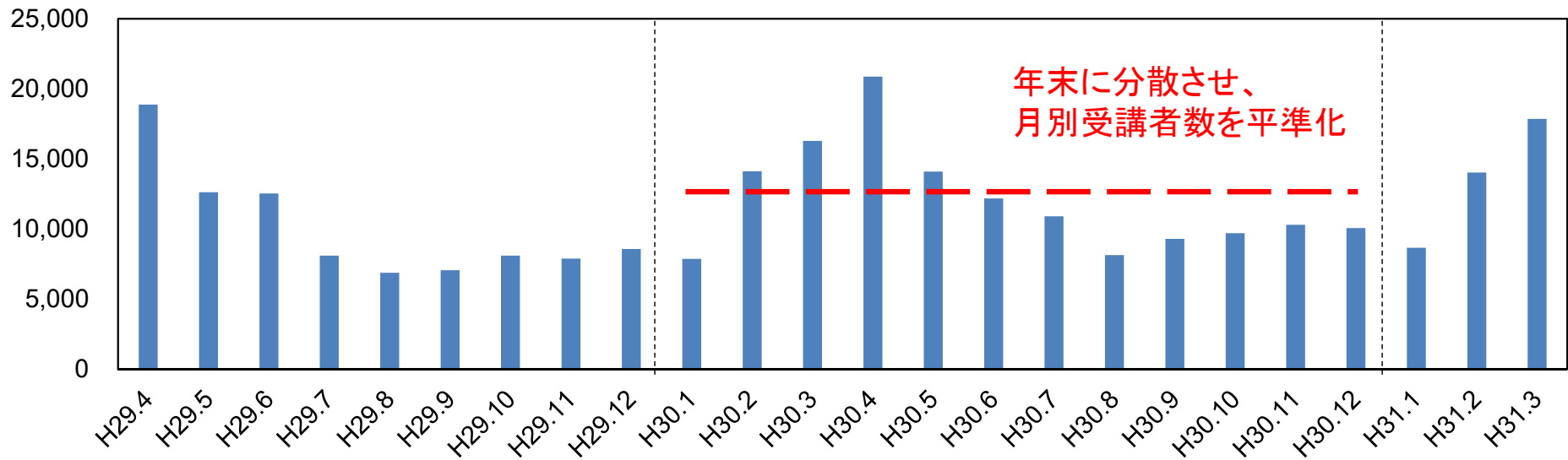
第十七条の十四 法第二十六条第四項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においても同項の登録を受けた講習のうち直近のものを受けた日の属する年の翌年の開始の日から起算して五年以内に行われた同項の登録を受けた講習を受講していなければならない。

※令和3年1月1日から施行

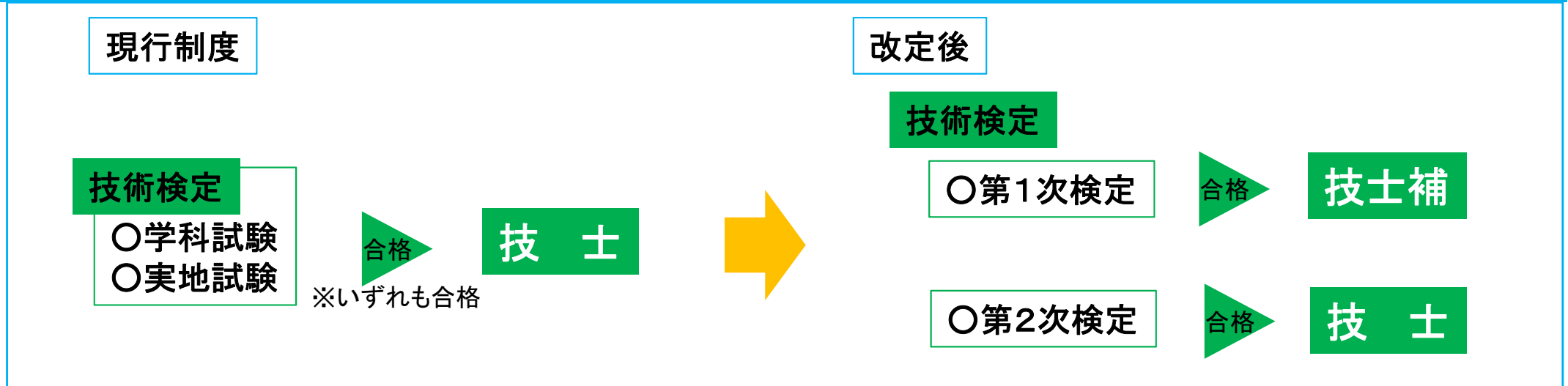
有効期間: **受講日の翌年の1/1から5年以内**



月別の監理技術者講習受講者数 受講可能な期間



## 技士補制度の創設



## 1級受験資格の見直し

○法改正にあわせて、2級第2次検定合格者については、1級の第1次検定を受験するにあたり、1級相当の実務経験を不要とする。



# 2. (3)主任技術者の配置義務の見直し①(建設業法第26条の3)

## 【現 状】

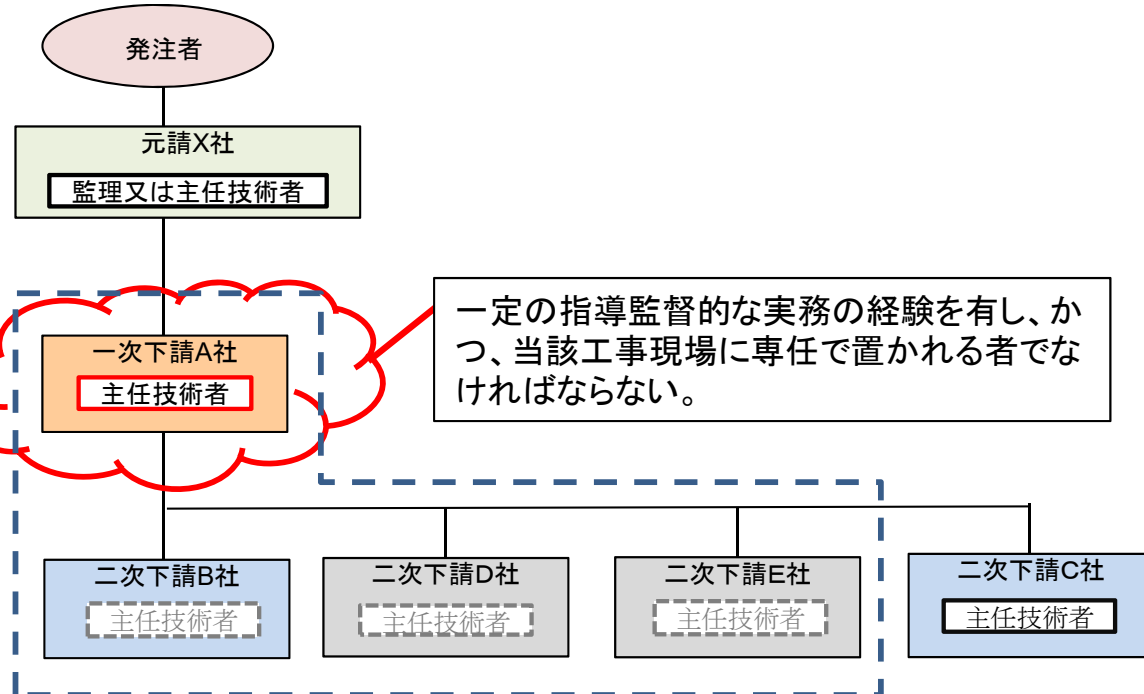
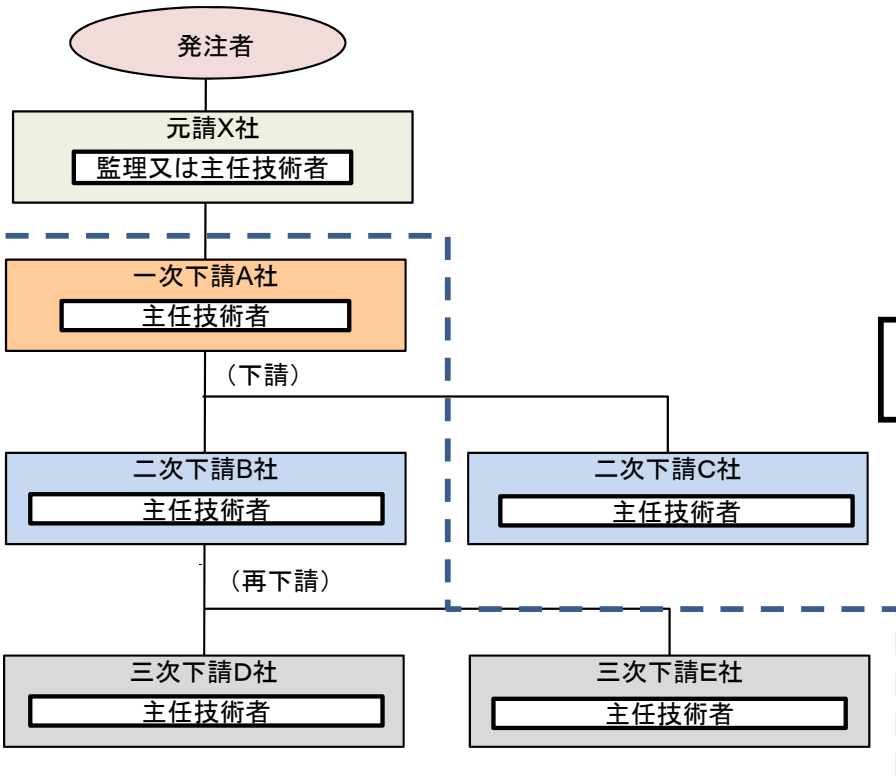
本来であれば一次下請Aが置く主任技術者による技術上の施工管理のみで適正施工が確保される場合であっても、**第26条の規定により全ての二次下請、三次下請 (B~E) がそれぞれ主任技術者を置くことが必要。**

## 【改正後】

一次下請A社及び二次下請B、D、Eは、その合意により、Aが自ら工事現場に置く主任技術者が、その行うべき技術上の施工管理と併せて、本来であればB、D、Eの主任技術者が行うべき技術上の施工管理を行うこととしたときは、B、D、Eは、当該工事現場に主任技術者を置くことを要しないこととする。(新第26条の3)

(※) 適用対象は、下請代金の額が3,500万円未満の鉄筋工事及び型枠工事とする。

＜一次下請の主任技術者が一括で施工管理をする場合＞



一定の指導監督的な実務の経験を有し、かつ、当該工事現場に専任で置かれる者でなければならない。

### 効果

元請負人： 自社施工分を超える業務量に対応しやすくなる

下請負人： 受注の機会を確保しやすくなる

+

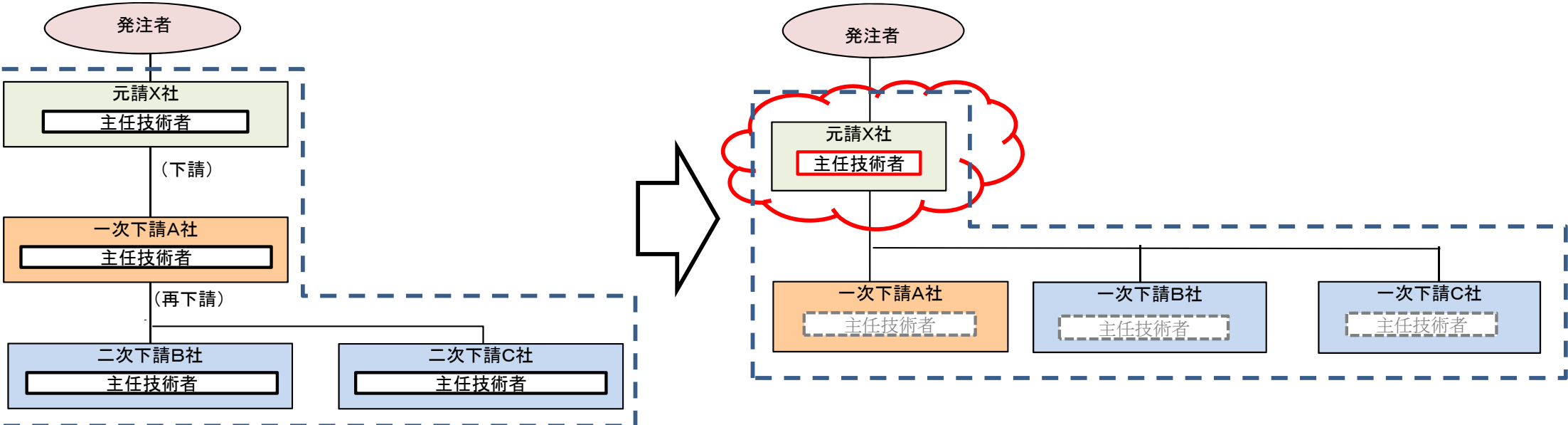
建設業における重層下請構造の改善に寄与

一次下請A社の直用の労働者が不足しており、その不足を補うため同様の建設工事の内容をB社に再下請。(B社でも足りない場合はさらにD社、E社にも再下請)

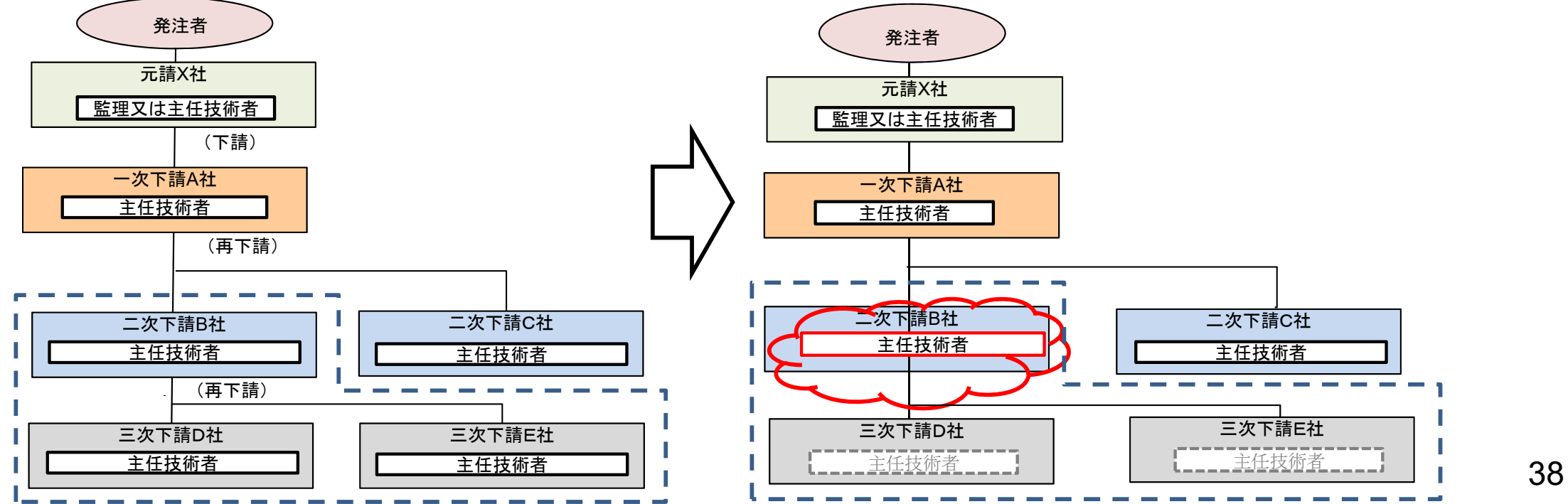


# 2.(3)主任技術者の配置義務の見直し②(建設業法第26条の3)

<元請の主任技術者が一括で施工管理をする場合>



<二次の主任技術者が一括で施工管理をする場合> ※三次以下でも同様の形で施工可能



## 2. (3)主任技術者の配置義務の見直し③(活用にあたっての要件)

### 対象とする工事 (第2項)

政令で定める特定専門工事は、**土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるもの**として、**鉄筋工事及び型枠工事**とする。

### 下請契約の請負代金の額 (第2項)

政令で定める額未満→主任技術者の専任義務が3,500万円以上となっていることを踏まえ、3,500万円未満とする。

### 手続き (第1. 3. 4. 5項)

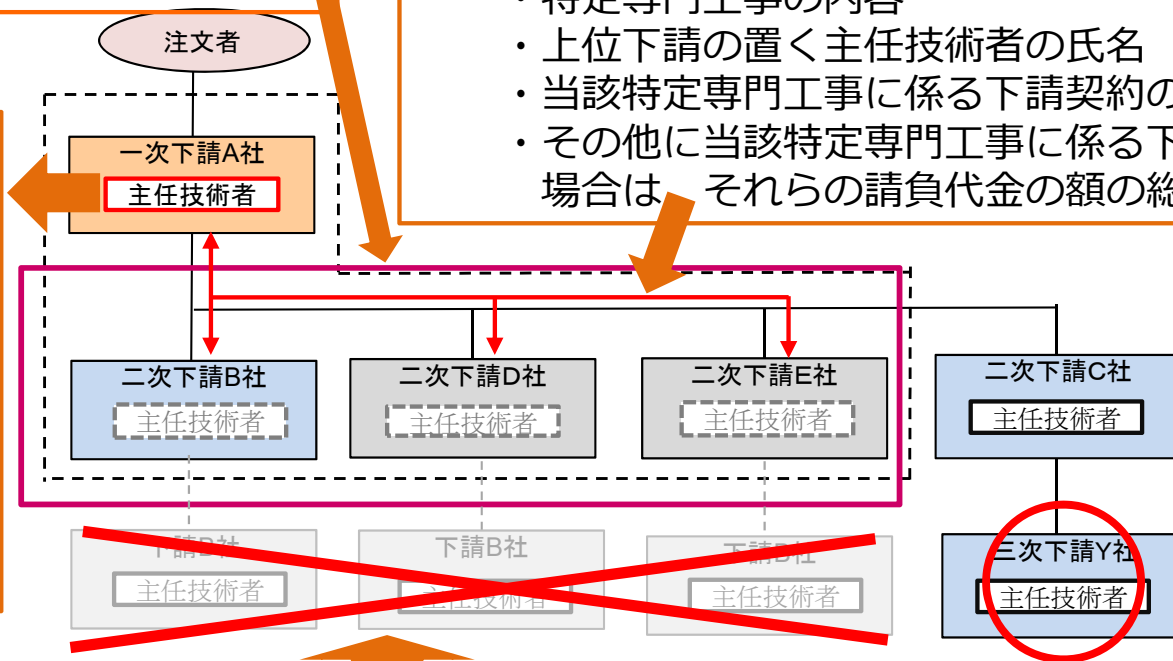
工事を注文する者(一次下請A)と工事を請け負う者(二次下請B、D、E社)が以下の事項を記載した書面において合意をする必要がある。この際、一次下請Aは注文者の書面による承諾を得る必要がある。

- ・ 特定専門工事の内容
- ・ 上位下請の置く主任技術者の氏名
- ・ 当該特定専門工事に係る下請契約の請負代金の額
- ・ その他に当該特定専門工事に係る下請契約がある場合は、それらの請負代金の額の総額

### 配置される主任技術者の要件 (第6項)

上位下請(一次下請A社)の主任技術者は、下記の要件を満たす必要がある。

- ・ 当該特定専門工事と同一の種類 of 建設工事に関し**一年以上指導監督的な実務の経験**を有すること。
- ・ 当該特定専門工事の工事現場に**専任**で置かれること。



### 再下請の禁止 (第8項)

主任技術者を置かないこととした下請負人(二次下請B、D、E社)は、その下請負に係る**建設工事を他人に請け負わせてはならない**。⇒違反した場合、監督処分の対象となる ※ 主任技術者を置いている(制度を利用していない)下請は再下請可能

### 落橋防止装置等の溶接不良

#### 【事案概要】

- 耐震補強工事に使用された落橋防止装置等の部材(約150基のうち、調査を行った80基の約7割にあたる58基)に、溶接不良による亀裂を発見
- 製作会社が意図的に工程を省いた疑いのある製品を納品したことに、加えて検査会社の職員も不正を働いた可能性があることが判明

#### <参考>

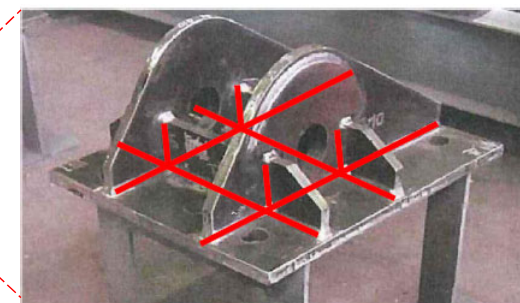
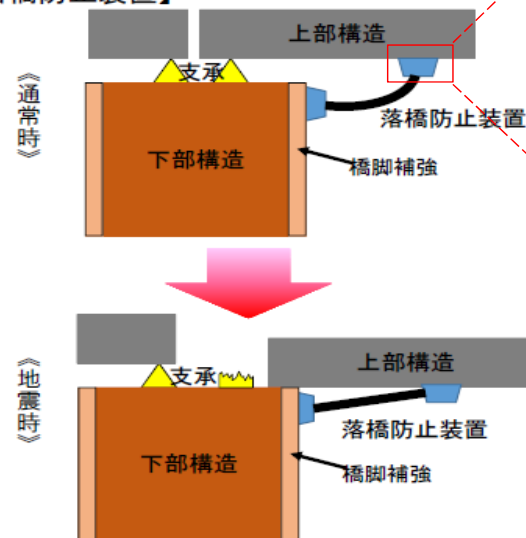
平成30年6月22日 中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会 基本問題小委員会 中間とりまとめ

工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合において、工場製品の製造者に対し、原因の究明や取引の停止、再発防止策の策定等、適切な対応を求めるなどの制度を検討すべきである。

具体的には、例えば、建設企業が施工不良等により監督処分を受ける場合に、その原因が工場製品製造者である場合には、原因究明、再発防止等を求めるための勧告等ができる仕組みを構築すべきである。



【落橋防止装置】



— 完全溶け込み溶接部

## 2. (4)建設資材製造業者等への勧告等②(建設業法第41条の2)

発注者

建設工事の発注 ↓ ↑ 引渡し

建設業者

売買 ↓ ↑ 建設資材の引渡し

建設資材製造業者等※

※建設資材製造業者等（建設資材（建設工事に使用された資材をいう）の製造、加工又は輸入を業として行う者をいう。）

生産物に不具合

許可行政庁

(国土交通大臣・都道府県知事)

指示

- ・建設業者が建設工事を適正に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき。
- ・建設業者又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。

勧告

当該指示に係る違反行為が建設資材に起因するものであると認められ、かつ、当該建設業者又は建設業を営む者に対する指示のみによつては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるとき

公表

勧告を受けた建設資材製造業者等がその勧告に従わないとき

命令

勧告を受けた建設資材製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらない場合において、同項の建設資材と同一又は類似の建設資材が使用されることにより建設工事の適正な施工の確保が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき

罰金

報告・立入検査

- ・建設資材を引き渡した建設資材製造業者等に対して、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、事務所、工場、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる



- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- 若い世代にキャリアパスと処遇の見通しを示し、技能と経験に応じ給与を引き上げ、将来にわたって建設業の担い手を確保し、ひいては、建設産業全体の価格交渉力を向上させるもの
- また、労務単価の引き上げや社会保険加入の徹底といった、これまでの技能者の処遇改善の取組をさらに加速させるもの
- 平成31年4月より「本運用」を開始。

## <建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営主体  
(一財)建設業振興基金

### 技能者情報等の登録



- |                |                |
|----------------|----------------|
| <b>【事業者情報】</b> | <b>【技能者情報】</b> |
| ・商号            | ・本人情報          |
| ・所在地           | ・保有資格          |
| ・建設業許可情報 等     | ・社会保険加入状況等     |
| <b>【現場情報】</b>  |                |
| ・現場名           |                |
| ・工事の内容         |                |
| ・施工体制 等        |                |

### カードの交付・現場での読取



就業履歴を蓄積

### 技能の客観的なレベル分け



※専門工事業団体等が職種毎の能力評価基準を策定

- 「建設キャリアアップシステム（CCUS）」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- 若い世代にキャリアパスと処遇の見通しを示し、技能と経験に応じ給与を引き上げ、将来にわたって建設業の担い手を確保し、ひいては、建設産業全体の価格交渉力を向上させるもの

## 業界横断的な経験・技能の蓄積



- ・資格を登録
- ・カードをリーダーにかざし就業履歴を蓄積



能力評価基準（※）に基づきレベルを判定

CCUSと連携し、所属する技能者のレベルや人数に応じて☆～☆☆☆☆により評価が見える化

## 専門工事企業の見える化

項目区分	項目	申請内容（イメージ）
基礎情報 ☆☆☆☆	建設業許可の有無	建設業法上の建設業許可 有
	建設業の許可年数	○○年
	財務状況等	○○指標 取引銀行；△△銀行○○支店 取引先；●●建設、▼▼工務店
施工能力 ☆☆☆☆	社員数	○○名（直用）
	専門工事業団体加入	専門工事業団体に加入
コンプライアンス ☆☆☆☆	建設技術者の人数	キャリアアップカードの保有人数 ○○名 キャリアアップカードのレベル4-○名 レベル3-○名 レベル2-○名 レベル1-○名 動員力 ○○名
	施工現場	■●病院、□□ビル
コンプライアンス ☆☆☆☆	建設業法の法令遵守、労働基準関係法令違反の状況	建設業法による監督処分、労働基準関係法令違反 無
	社会保険加入状況	雇用保険、健康保険、年金保険 加入

## 建設技能者の能力評価



※専門工事業団体等が職種毎の能力評価基準の策定・能力評価の実施

（例）各職種における賃金目安

呼称	団体	賃金目安（年収）の設定額		
		レベル2	レベル3	レベル4
型枠技能者	（一社）日本型枠工事業協会	550万円	640～590万円	820～620万円
機械土工技能者	（一社）日本機械土工協会	400万円	600万円	700万円
トンネル技能者	（一社）日本トンネル専門工事業協会	750～500万円	1100～850万円	1200万円
基礎ぐい工事技能者	（一社）全国基礎工事業団体連合会	462～344万円	673～576万円	723～620万円

## 建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ

令和5年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指す。

- ・CCUSと建退共の連携：CCUSカードをタッチすることで、**建退共掛金が充当**
- ・社保加入確認：作業員名簿の作成等の義務化に伴い、労働者の現場入場時の社保加入確認においても**CCUS活用を原則化**
- ・公共工事等での活用：国直轄工事での**CCUS義務化・活用推奨モデル工事**の実施、地方自治体発注工事での**CCUS活用**の取組
- ・レベルに応じた賃金支払い：レベルに応じた**賃金目安**の設定、下請けによる**職長手当等マネジメントフィーの見積への反映**・元請による**見積尊重**
- ・更なる利便性向上：**顔認証入退場の推進**、マイナポータルとの連携

### 3. 持続可能な事業環境の確保

---

- (1) 許可基準の見直し . . . . .
- (2) 事業承継の規定の整備 . . . . .
- (3) 不利益取扱いの禁止 . . . . .
- (4) 災害時の対応 . . . . .
- (5) 工事現場に掲げる標識 . . . . .

### 3. (1) 許可基準の見直しについて(建設業法第7条関係)

(令和2年10月1日施行)

- ・ 現行の許可の基準は①経営能力、②財産的基礎、③技術力、④誠実性の4つ
- ・ 今般、建設業者の持続可能性の観点から、①経営能力(経営業務管理責任者)に関する基準を見直し、経営能力をこれまでと同様に担保できる体制が整っているような場合には、基準に適合しているものとし許可を認めることとした。

(許可の基準)

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 法人である場合においてはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者

ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同様以上の能力を有するものと認定した者

二～四 (略)

(旧)



(許可の基準)

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること。

二～四 (略)

(新)



## ①法第7条第1号の省令で定める基準について

法第7条第1号の省令で定める基準→ 建設業者として、下記のいずれかの体制を有すること

### 常勤役員

(個人である場合はその者又はその支配人)のうち1人が、次のいずれかに該当するであること。



- 建設業に関し5年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者であること。
- 建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）としての5年以上経營業務を管理した経験を有する者であること。
- 建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者としての6年以上経營業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者であること。

※建設業の種類ごとの区別は廃止し、建設業の経験として統一

### 常勤役員

(個人である場合はその者又はその支配人)のうち1人が、次のいずれかに該当するものであること。



- A 建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有し、かつ、五年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者
- B 五年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有する者



### 常勤役員を直接に補佐する者

として下記をそれぞれ置くものであること。



財務管理の経験



労務管理の経験



運営業務の経験

について、直接に補佐する者になろうとする建設業者又は建設業を営む者において5年以上の経験を有する者



適正な社会保険への加入を許可要件とする

健康保険

厚生年金  
保険

雇用保険

適用事業所に該当する全ての営業所について、その旨を届け出ていること

適用事業の事業所に該当する全ての営業所について、その旨を届け出ていること

※許可要件としては適用事業所に該当する全ての事業所について、また、適用事業に該当する全ての適用事業についてその旨を届け出ていることを要件とし、労働者ごとの加入までは要件としないこととする。

適用事業所とは

- ・土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業を行う事業所で常時5人以上の従業員を使用するもの
- ・法人の事業所であって、常時従業員を使用するもの

適用事業とは

- ・労働者が雇用される事業

### 3. (2)建設業者の地位の承継について (建設業法第17条の2・3) 国土交通省 (令和2年10月1日施行)

#### 【現 状】

建設業者が事業の譲渡、会社の合併、分割を行った場合、譲渡、合併後又は分割後の会社は新たに建設業許可を取り直すことが必要。

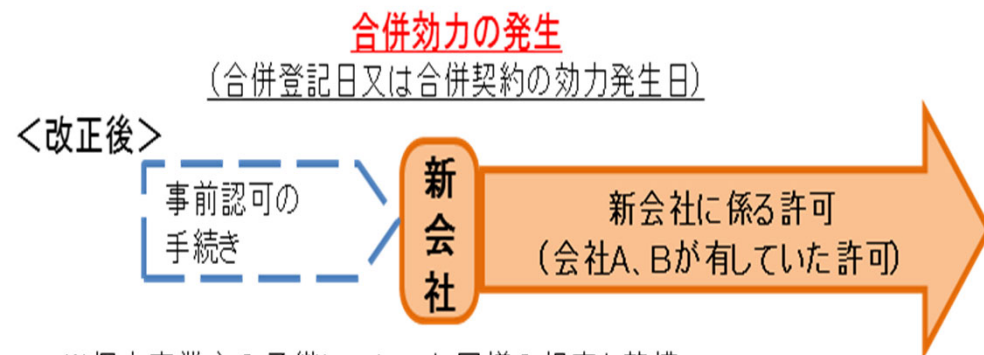
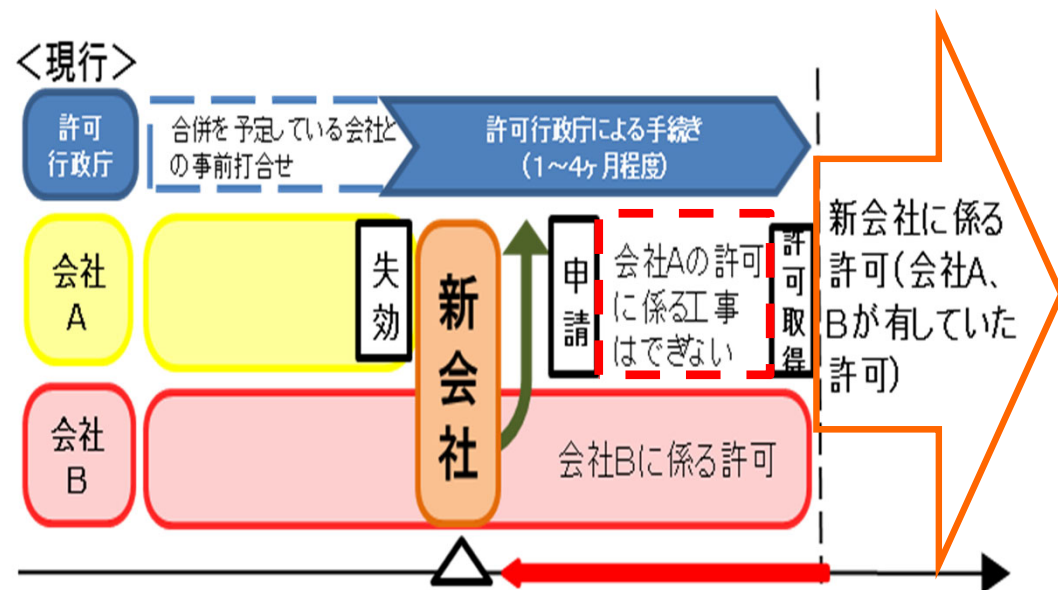


新しい許可が下りるまでの間に建設業を営むことができない空白期間が生じ、不利益が生じていた。



#### 【改正後】

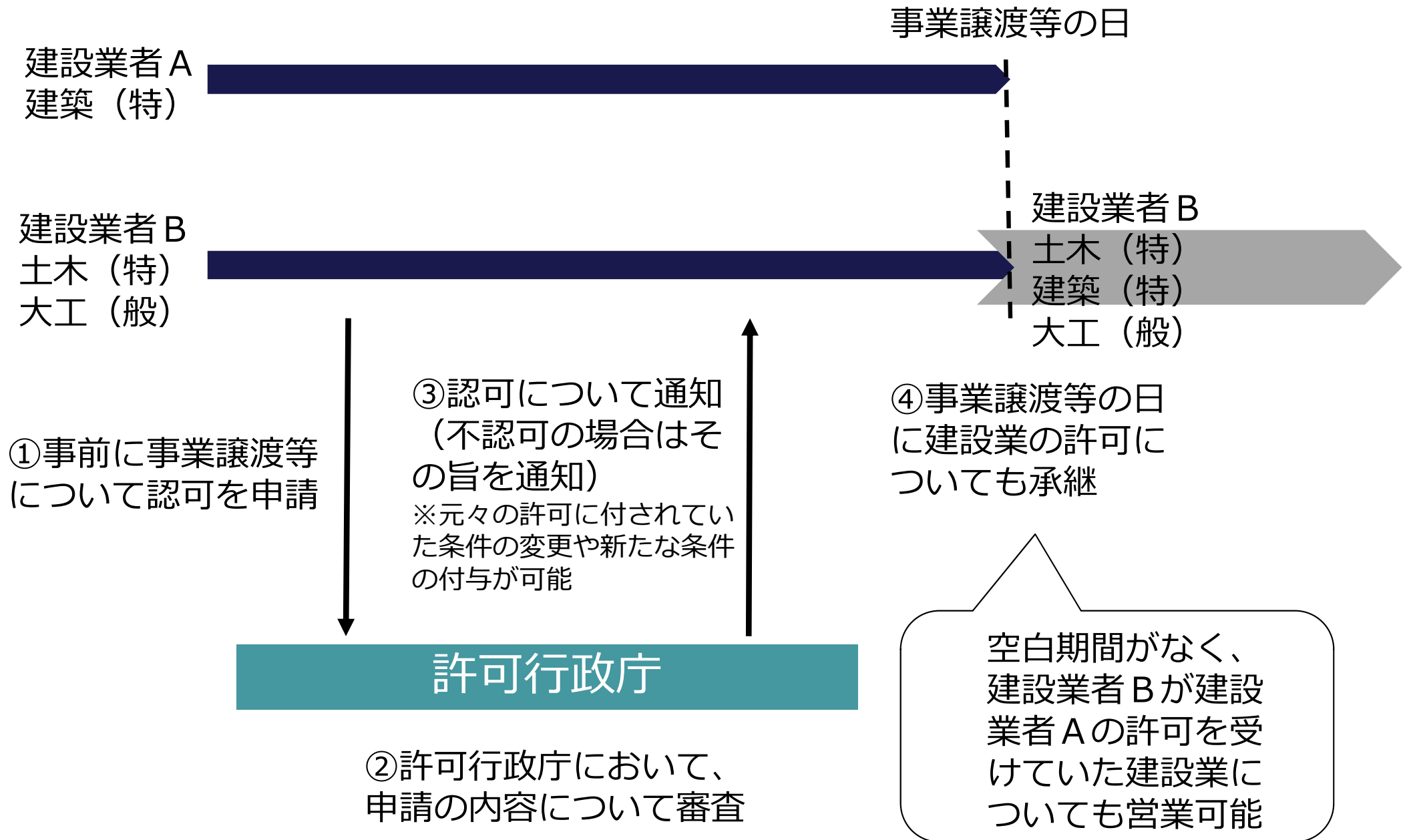
今回の改正建設業法において、事業承継の規定を整備し、事前の認可を受けることで、建設業の許可を承継することが可能に。



※個人事業主の承継についても同様の規定を整備

※ 事業譲渡等（事業譲渡・合併・分割）

例：建設業者 A の地位を建設業者 B が承継する場合



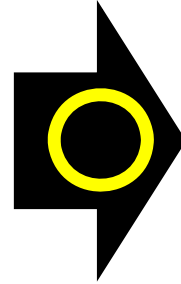
## （地位承継の前）

### 承継元

- ・ 土木業（特定）
- ・ 鉄筋業（一般）
- ・ 舗装業（一般）
- ・ 造園業（一般）

### 承継先

- ・ 建築業（特定）
- ・ 鉄筋業（一般）
- ・ 大工業（一般）
- ・ 左官業（一般）



## （地位承継の後）

### 承継先

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| ・ <u>土木業（特定）</u> | ・ <u>建築業（特定）</u> |
| ・ <u>舗装業（一般）</u> | ・ <u>鉄筋業（一般）</u> |
| ・ <u>造園業（一般）</u> | ・ <u>大工業（一般）</u> |
|                  | ・ <u>左官業（一般）</u> |

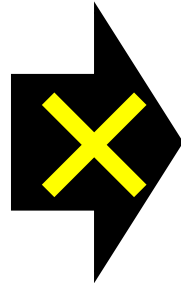
- ※ 一部のみの承継は不可。
- ※ 同一業種でも、一般・特定区分が同じなら承継は可。
- ※ 異業種間の承継は可。

### 承継元

- ・ 土木業（特定）
- ・ 鉄筋業（特定）
- ・ 舗装業（一般）
- ・ 造園業（一般）

### 承継先

- ・ 建築業（特定）
- ・ 鉄筋業（一般）
- ・ 大工業（一般）
- ・ 左官業（一般）



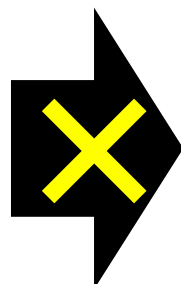
一般建設業の許可を受けている者が、その許可に係る建設業のいずれか同一種類の建設業に係る**特定建設業**の許可を受けている者の地位を受け継ぐようなケースは、この制度による**承継の対象外**  
 →**承継先が鉄筋業（一般）**を事前に廃業することで承継可

### 承継元

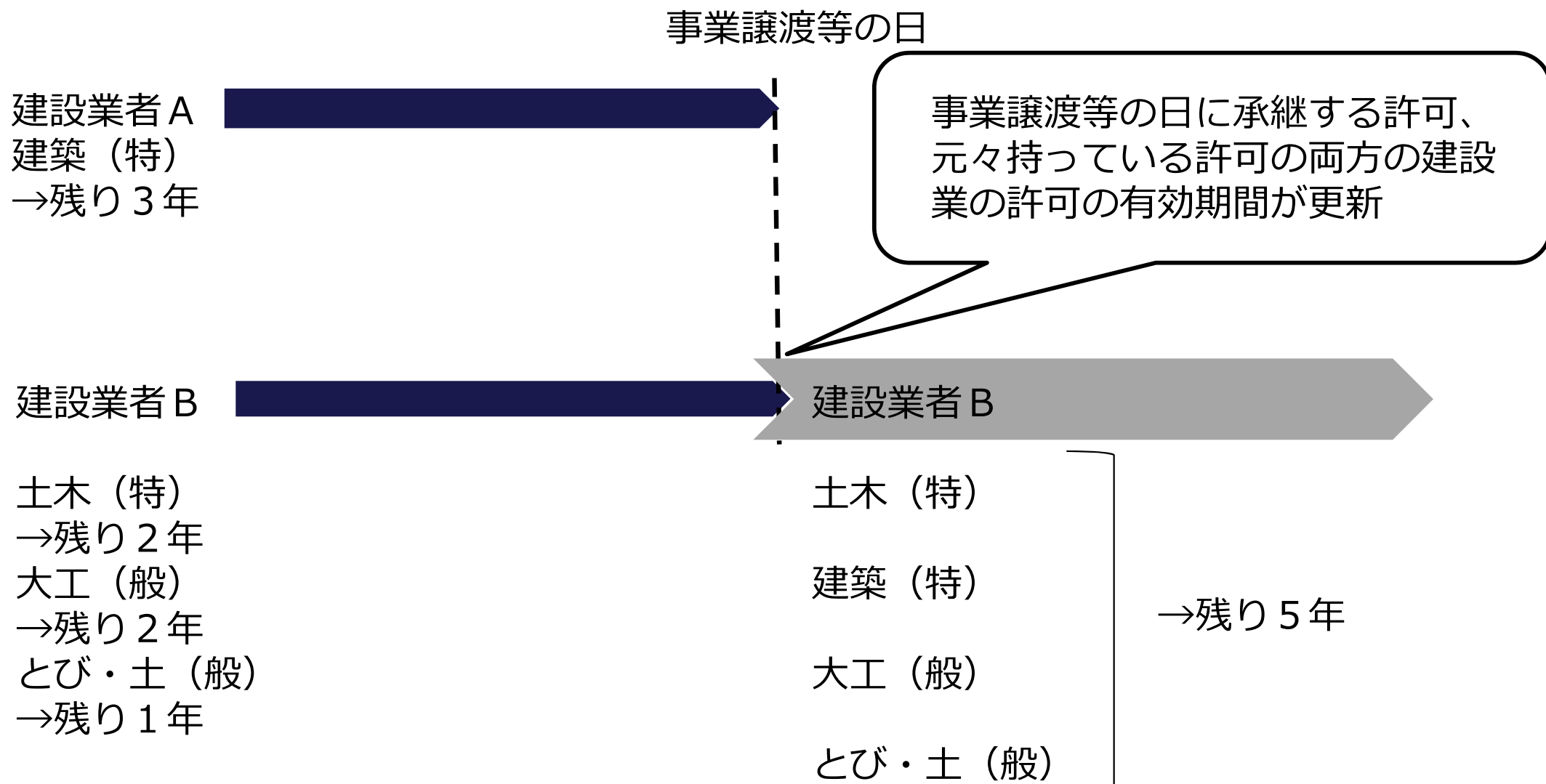
- ・ 土木業（特定）
- ・ 鉄筋業（一般）
- ・ 舗装業（一般）
- ・ 造園業（一般）

### 承継先

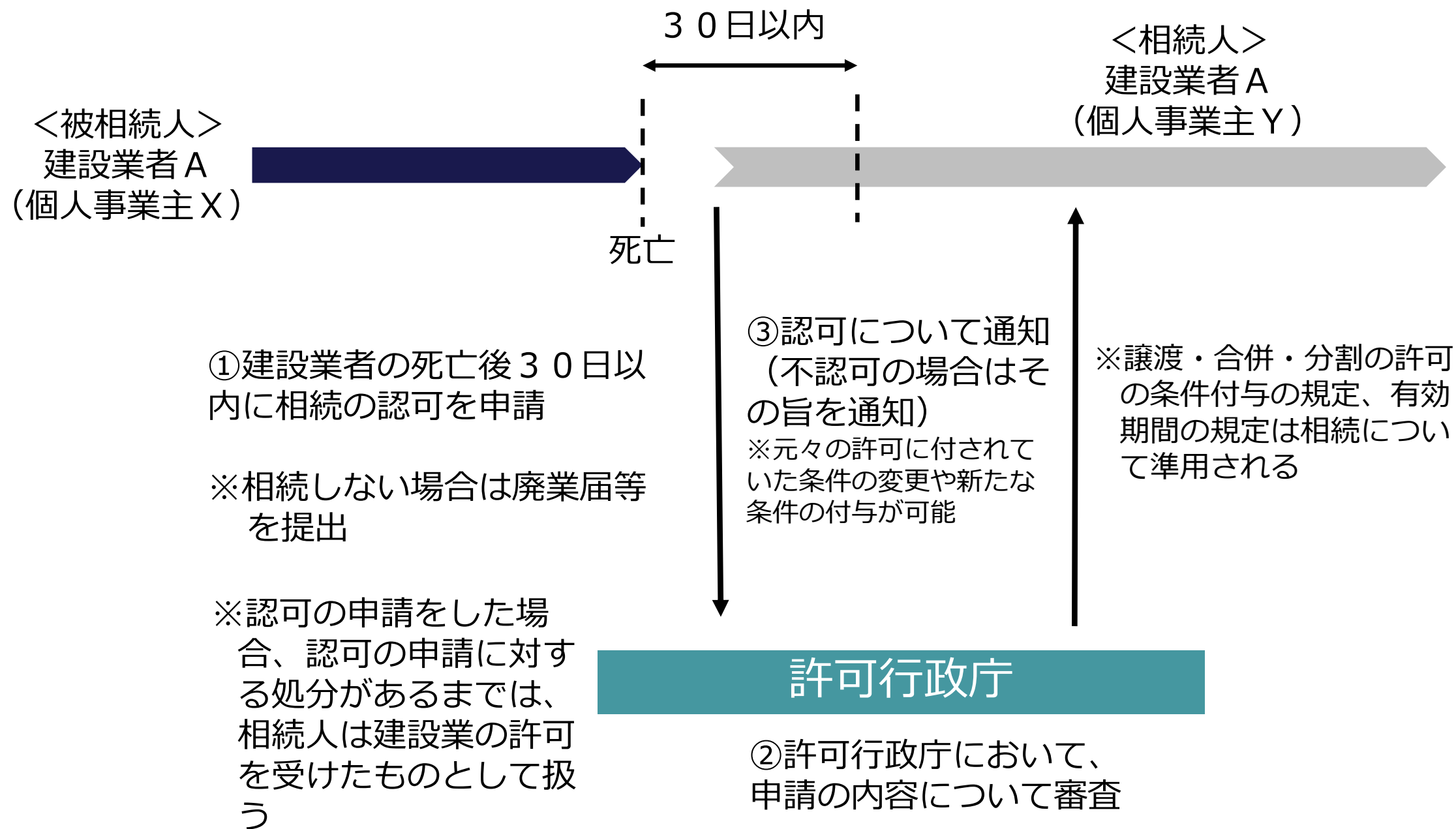
- ・ 建築業（特定）
- ・ 鉄筋業（特定）
- ・ 大工業（一般）
- ・ 左官業（一般）



特定建設業の許可を受けている者が、その許可に係る建設業のいずれか同一種類の建設業に係る**一般建設業**の許可を受けている者の地位を受け継ぐようなケースは、この制度による**承継の対象外**  
 →**承継元が鉄筋業（一般）**を事前に廃業することで承継可



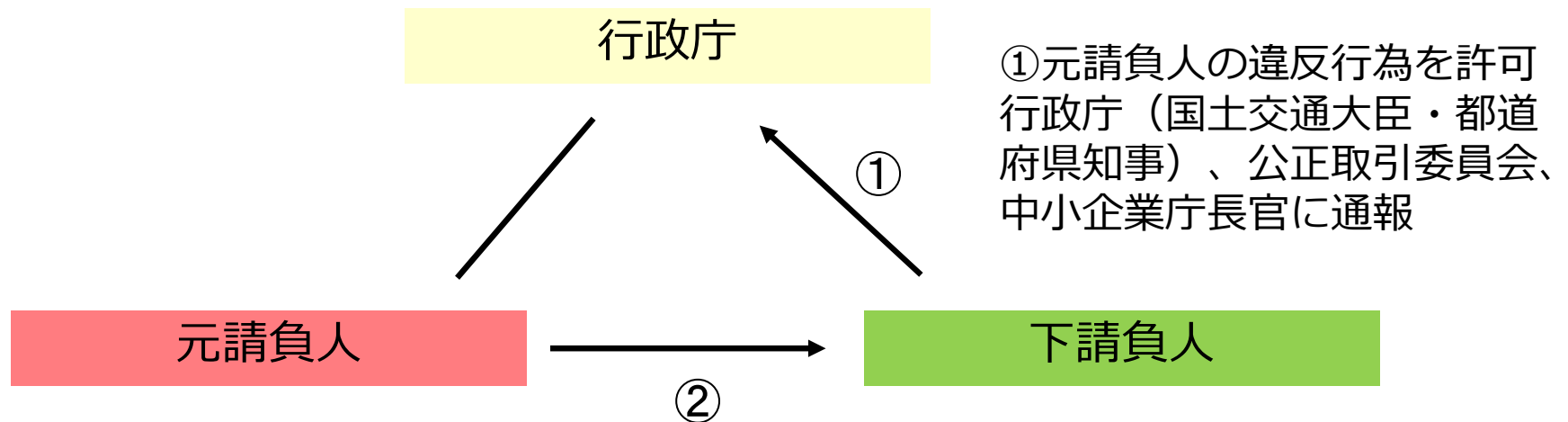




### 3.(3)不利益な取扱いの禁止について(建設業法第24条の5)

#### (不利益取扱いの禁止)

第二十四条の五 元請負人は、当該元請負人について第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、前条又は次条第三項若しくは第四項の規定に違反する行為があるとして下請負人が国土交通大臣等（当該元請負人が許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事をいう。）、公正取引委員会又は中小企業庁長官にその事実を通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。



元請負人が下記のいずれかに違反する行為

- ・ 不当に低い請負代金の禁止（第19条の3）
- ・ 不当な使用資材等の購入強制の禁止（第19条の4）
- ・ 下請代金の期間内の支払い義務（第24条の3第1項）
- ・ 期間内の検査及び引渡しを受ける義務（第24条の4）
- ・ 特定建設業者の下請代金の支払い義務（第24条の6第3項、第4項）

②元請負人が下請負人に対して、下請負人が許可行政庁等に通報を行ったことを理由に、当該下請負人に対して取引の停止などの不利益な取扱いをしてはならない。

# 3. (4)災害時の対応について(建設業法第27条の40、品確法第7条)

○公共工事の品質確保の促進に関する法律  
(発注者等の責務)

第七条 (略)

一～二 (略)

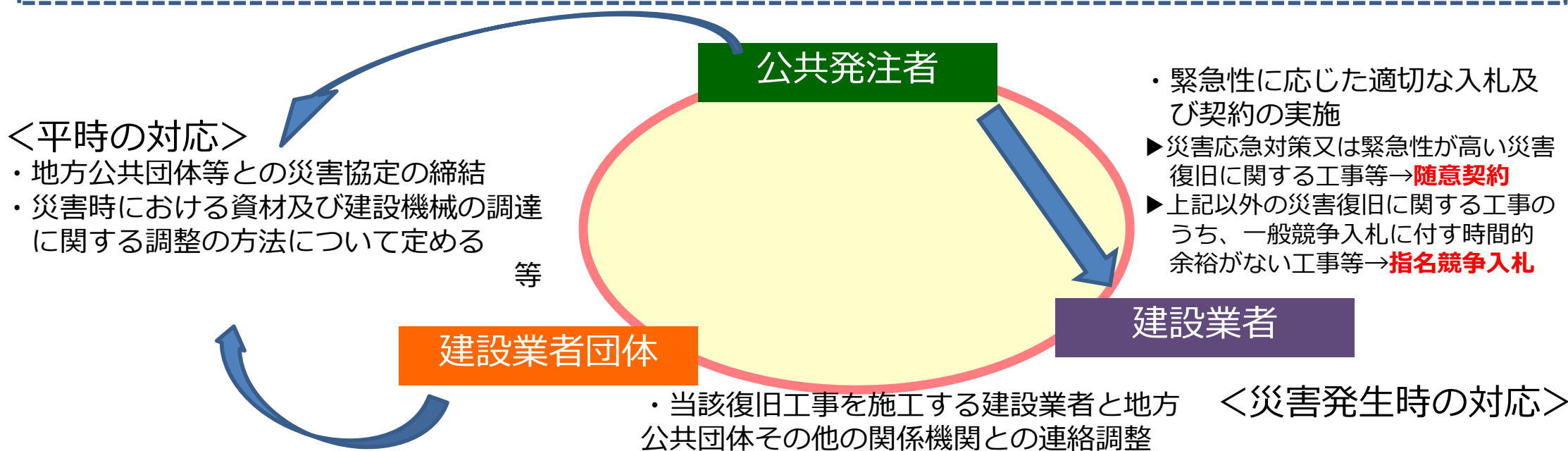
三 災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあつては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあつては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること。

四～九 (略)

2・3 (略)

4 発注者は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条の三十七に規定する建設業者団体その他の者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者と連携を図るよう努めなければならない。

5 (略)



○建設業法

第二十七条の四十 建設業者団体は、災害が発生した場合において、当該災害を受けた地域における公共施設その他の施設の復旧工事の円滑かつ迅速な実施が図られるよう、当該復旧工事を施工する建設業者と地方公共団体その他の関係機関との連絡調整、当該復旧工事に使用する資材及び建設機械の調達に関する調整その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

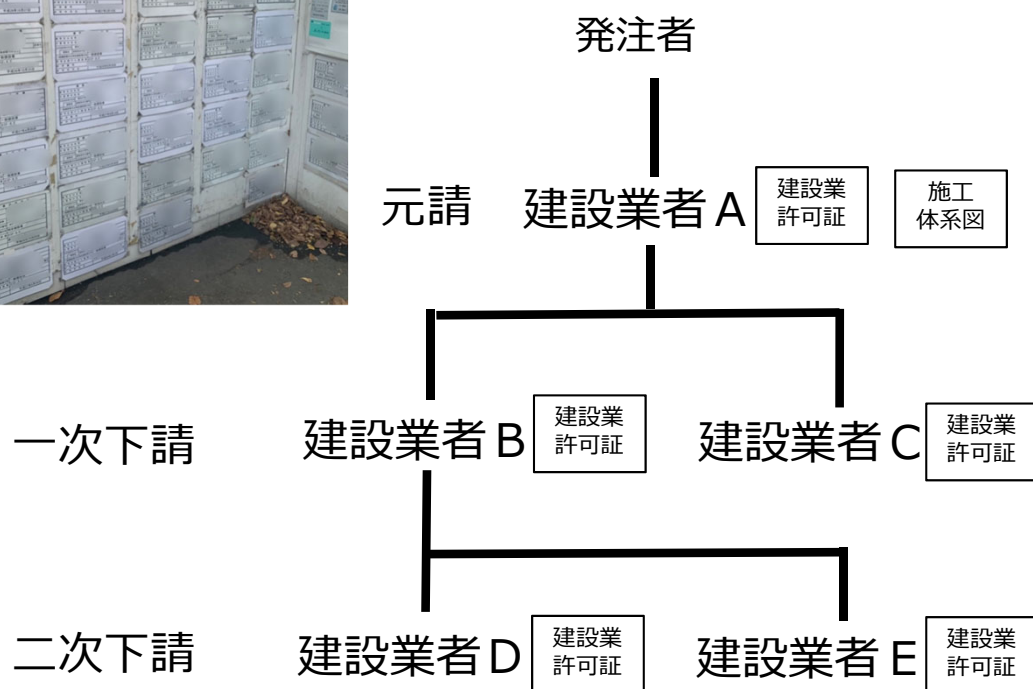
# 3. (5) 標識の掲示義務の緩和について(建設業法第40条)

- 現場に掲げる建設業許可証の掲示義務を元請のみとする。
- 一方、下請にどのような会社が入っているかを引き続き明らかにする必要があることから、施工体系図の記載事項を改正。

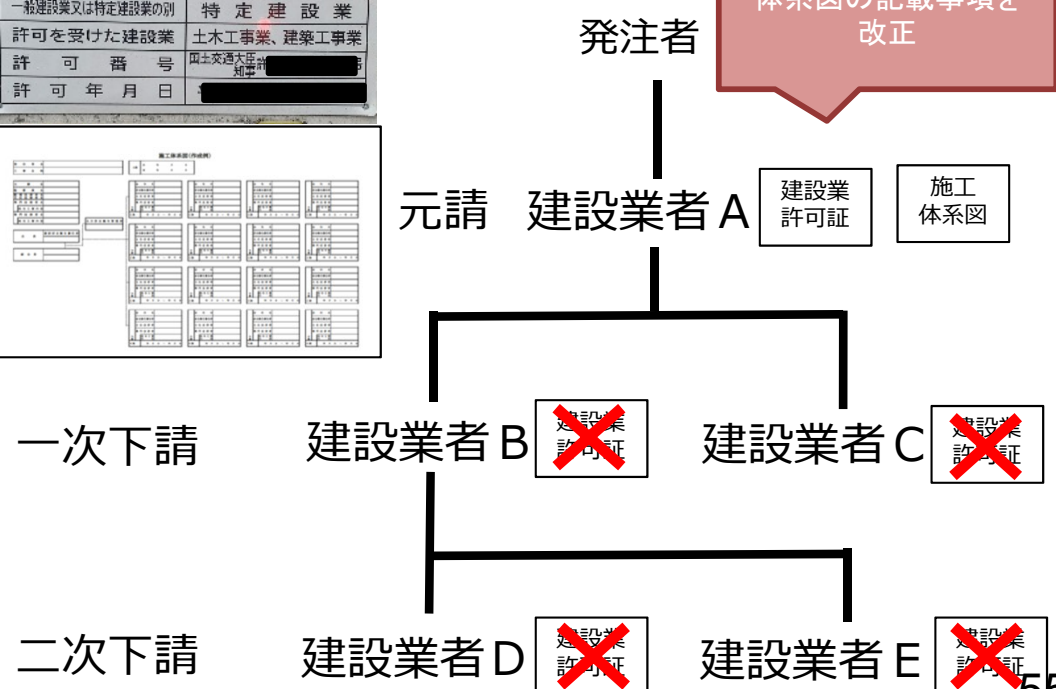
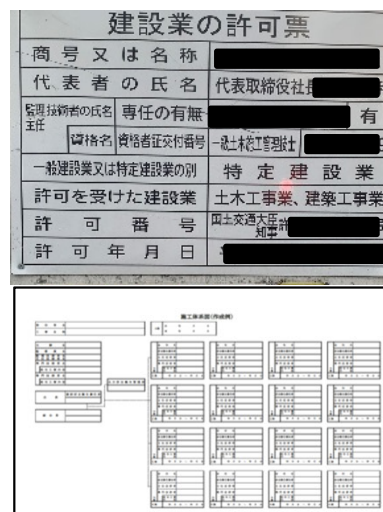
## (標識の掲示)

第四十条 建設業者は、その店舗及び建設工事（発注者から直接請け負ったものに限る。）の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

### 【現 状】



### 【改正後】





## 書面による契約の場合

### ○書面の相互交付

→改ざんした場合には、痕跡が書面に残る  
(非改ざん性)

→書面によるため物体として保存され、い  
つでも目視で確認が可能 (見読性)

### ○署名又は記名・押印

→契約が真正に成立したことを担保 (本人  
性)

## 電子による契約の場合

### 現行の電子により契約を行う場合の要件

ファイルに記録された契約事項等につ  
いて、改変が行われていないかどうか  
を確認することができる措置を講じて  
いること

契約の相手方がファイルへの記録を出  
力することによる書面を作成するこ  
とができるものであること

### <要件を追加>

契約の相手方が本人であることを確認  
するための措置を講じていること

★これまで電子による契約を行う場合に本人性を担保する規定がなかったことを受け今回  
規定を追加



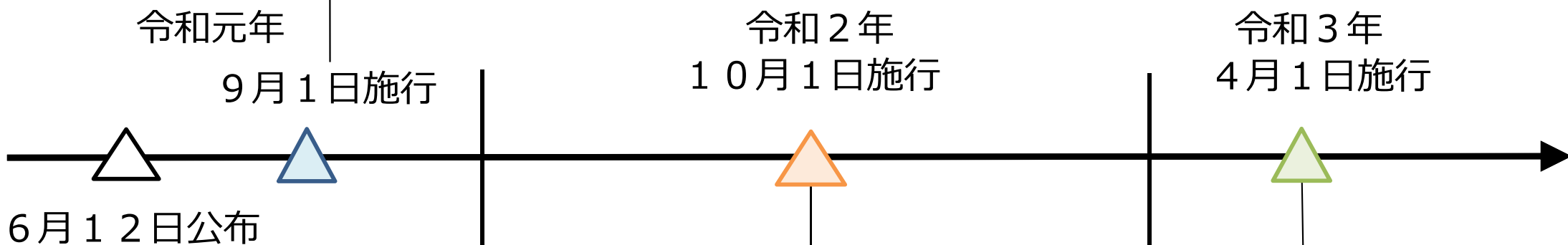
# 施行時期について

## ○建設業法

- ・施工技術の確保に関する建設業者等の責務の追加
- ・建設業者団体等の責務（災害協定等の締結）の追加
- ・中央建設業審議会による工期に関する基準の作成

## ○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- ・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に定める事項の追加



## ○建設業法

- ・許可基準の見直し
- ・著しく短い工期の禁止
- ・建設資材製造業者等に対する勧告等 など、技術検定制度の見直し以外の部分

## ○建設業法

- ・技術検定制度の見直し

※公共工事の品質確保の促進に関する法律は令和元年6月14日に施行済

## 4. 令和3年度 中部地方整備局 建設業法令遵守推進本部の活動方針について

## 活動趣旨

建設業法令遵守推進本部は、平成19年度創設以来、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業における法令遵守に関する各種取組を行っている。

## 具体的方針

### 1. 各種相談窓口における法令遵守違反の収集等

駆け込みホットライン等重要な情報収集窓口の積極的な活用を促すため、講習会や意見交換会等の様々な機会を活用し、各種相談窓口の周知に努める。

### 2. 立入検査及び報告徴取の実施

元請・下請の対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図るため、法令に抵触する態様が認められる場合には立入検査及び報告徴取を実施する。

### 3. 不良・不適格業者への対応に係る都道府県との更なる連携の強化（※近年の施工不良問題を受け、従来の取組から強化を図るため新たに追加）

不良・不適格業者に関する情報を確知した場合、速やかな情報共有や合同による立入検査等の実施、事後の営業状況の継続的な把握等更なる連携強化を図る。

### 4. 建設業の法令遵守に関する周知

大臣許可業者に加え、大臣許可業者以外の建設企業に対しても建設業法令遵守ガイドライン等、建設業の法令遵守に関する取り組みを様々な機会を捉えて周知を図る。

### 5. 建設業取引適正化推進期間の実施等

10～12月を推進期間に位置付け、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえ、建設業の法令遵守に向けた普及・啓発を図る。

### 6. 建設業取引適正センターの周知

元請・下請間におけるトラブルや苦情相談等に応じられる同センターについて、あらゆる機会を通じ、一層周知する。

### 7. 関係機関との連携

各県・関係省庁との間では、建設業法令遵守に関する立入検査等の実施や、講習会・研修会等の合同開催、各種相談窓口の周知など、その連携強化に努める。建設関係団体等との間では、積極的に情報・意見の交換を行うほか、建設業法令遵守に関する講習会・研修会等の合同開催や講師を派遣する等の対応に努める。

## 今年度の重点項目

- **技能労働者への適切な水準の賃金支払い・下請代金の支払手段（下請等へのしわ寄せ排除）**  
標準見積書の活用や見積りの協議状況、代金支払（労務費相当分の現金払いを含む。）状況等の確認を行う。
- **著しく短い工期の禁止**  
工期設定の考慮具合の確認、過去の同種類似工事実績との比較、工期の見積り内容の精査、時間外労働の状況の把握等を行う。
- **偽装一人親方対策**  
元請は、すべての下請に対し、一人親方との再下請負通知書・請負契約書の写しの提出等を徹底する。
- **建設業を支える担い手の確保・育成**  
建設キャリアアップシステムへの登録、建退共制度への加入を確認し、対応を促す。

## 5. 社会保険加入対策・建設業の一人親方対策

---

## 5-1 社会保険加入対策の状況



# 建設業における社会保険加入対策の概要（平成24年度～）

中央建設業審議会「建設産業における社会保険加入の徹底について(提言)」(平成24年3月)

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 を実現する必要がある

これまでの主な取組

## 1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- 建設業社会保険推進連絡協議会の設置 (H24.5設置、H29.5改組)
  - ・建設業関係団体等84団体、学識経験者、行政(国交省、厚労省)により構成
- ・実施後5年(H29年度)を目途に、**企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す**ことを目標として共有
- ・目標の達成に向け、それぞれの立場で社会保険未加入対策を推進することを申し合わせ

## 2. 行政によるチェック・指導

- 経営事項審査における減点幅の拡大等 (H24.7～)
  - ・未加入企業に対する減点幅の拡大(H24.7～)、減点措置の厳格化(W点の下限値をゼロからマイナスへ見直し)(H30.4～)
- 許可更新時等の確認・指導 (H24.11～)
  - ・許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導
  - ・立入検査時には元請企業の下請企業への指導状況も確認
  - ・未加入の企業は保険担当部局に通報
- 許可要件化 (R2.10～)
  - ・建設業法を改正し、社会保険への加入を建設業許可の要件化

## 3. 公共工事における対策の実施

- 国土交通省直轄工事における対策の実施 (H26.8～段階的に実施)
  - ・二次以下の下請企業についても加入企業に限定(H29.4～)
  - ・二次以下の未加入企業についても元請にペナルティを実施(H29.10～)
- 地方公共団体発注の工事における対策の実施
  - ・加入企業への限定を図ることを入札契約適正化法に基づき要請(H28.6)
  - ・公共標準約款を改正し、下請企業を加入企業に限定する規定を創設(H29.7)

## 4. 民間発注工事における対策の実施

- 工事施工を加入企業に限定する旨の誓約書の活用 (H30.1～)

## 5. 社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透

- 下請指導ガイドライン(課長通知)の制定 (H24.11～)
  - ・元請企業は、下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導
  - ・平成29年度以降は、①未加入企業を下請企業に選定しない、②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めない取扱い
  - ・令和2年10月より社会保険加入確認のCCUS活用の原則化

## 6. 法定福利費の確保

- 直轄工事の予定価格への反映 (H24.4～)
  - ・事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用
  - ・専門工事業団体毎に「標準見積書」を作成し、活用を開始(H25.9～)
  - ・建設業許可部局の立入検査による見積書の活用徹底(H28.6～)
  - ・研修会の開催、簡易版の「見積書の作成手順」の作成等による周知・啓発
- 請負代金内訳書への法定福利費の内訳明示 (H29.7)
  - ・標準約款(公共/民間/下請)を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳明示
- 法定福利費の支払い状況に関する実態調査の実施 (H29.9～)

## 7. その他

- 周知・啓発・相談体制の充実等
  - ・相談窓口の設置、全国社会保険労務士会連合会との連携強化(H28.7～)
  - ・地元の建設業者が参加し、事例共有や行動基準の採択を行う「社会保険加入推進地域会議」を都道府県単位で開催(H29.7～R元)、「適切な保険」についてフローチャート形式で確認できるリーフレットの作成、周知(H30.1～)

- 国交省では、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(平成24年7月通知・同年11月施行)」を定め、適切な社会保険の加入を確認できない技能者は、特段の理由がない限り現場入場を認めない取扱いとしてきたところ。
- 令和元年の建設業法等の一部改正等により、施工体制台帳の記載事項として、工事に従事する者に関する事項が追加され、工事に従事する者の社会保険の加入状況等も記載事項とされたことを踏まえ、建設キャリアアップシステム(CCUS)に登録された真正性の高い情報を活用し、効果的に社会保険加入の確認・指導を行うことを原則とする。

## これまでの社会保険未加入対策の段階的な強化

○施工体制台帳等の記載事項に社会保険加入状況を追加(H24.5改正、11施行)

○経営事項審査での減点幅拡大(H24.7～)

○直轄工事から社会保険未加入企業排除を順次拡大(H26.8～) ※現在は、2次下請以下も含めペナルティ

○平成29年以降は、適切な保険への加入が確認できない作業員は現場入場を認めない取扱いとするよう指導

○建設業法改正(R2.10～施行)  
 ・社会保険加入が建設業許可・更新の要件化  
 ・作業員名簿が施工体制台帳の書類の一つに



## 令和2年10月1日以降の取組

- 【社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインにて以下の取組を明記】**
- 各作業員の社会保険加入状況の確認を行う際には、登録時に社会保険の加入証明書類等の確認を行うなど情報の真正性が厳正に担保されているCCUSの登録情報を活用※し、同システムの閲覧画面等において作業員名簿を確認して保険加入状況の確認を行うことを原則とする
  - CCUSを使用せず、社会保険の加入確認を行う場合、元請企業は下請企業に対し、社会保険に加入していることを証する関係資料のコピー（電子データ可）を提示させるなど、情報の真正性の確保に向けた措置を講ずること
  - CCUS登録企業を下請企業として選定することを推奨
  - 技能者のキャリアアップカードの登録を推奨、建設現場にカードリーダーの積極的導入
- ※CCUSとAPI連携済みの民間システムでも可

### 【CCUSで確認できる社会保険加入状況】

番号	ふりがな 氏名 技能者ID	健康保険 年金保険 雇用保険	
		保険名称の列	保険番号の列
1	けんせつ たろう 建設 太郎 1111111111111111	協会けんぽ 厚生年金 一般	9012

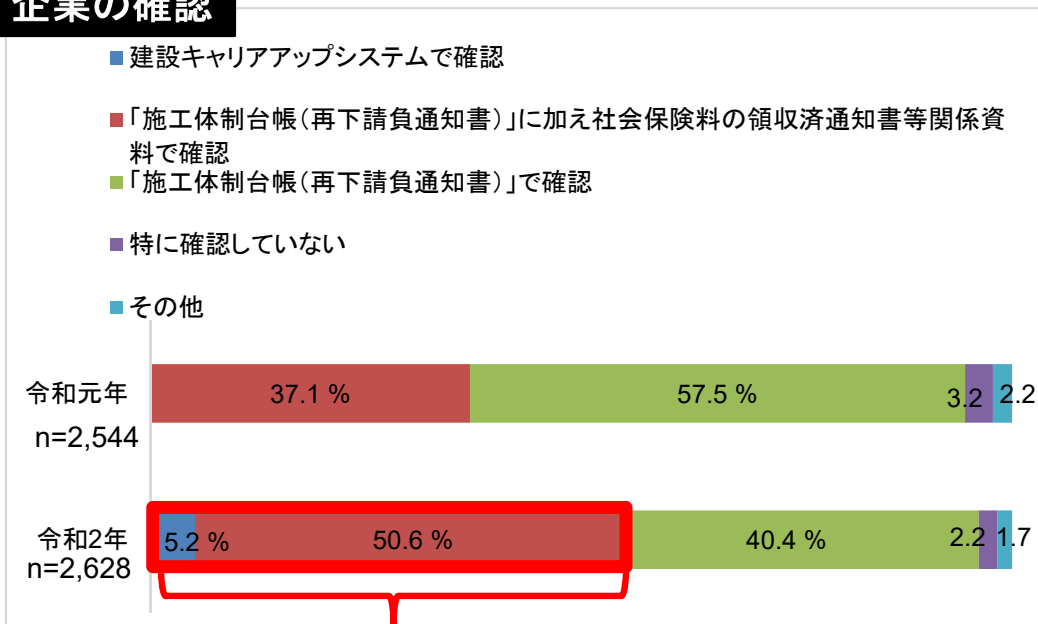
※ CCUS登録時に運営主体により真正性確保

# 現場入場時の社会保険加入確認の状況

- 下請企業等に対する社会保険の加入状況の確認について調査。
- 企業の加入状況については「施工体制台帳(再下請負通知書)に加えて社会保険料の領収済み通知書等関係資料で確認している」が5割を超え、加入状況の確認を徹底している。
- 作業員の加入状況については「作業員名簿で確認」が半数を超えている。

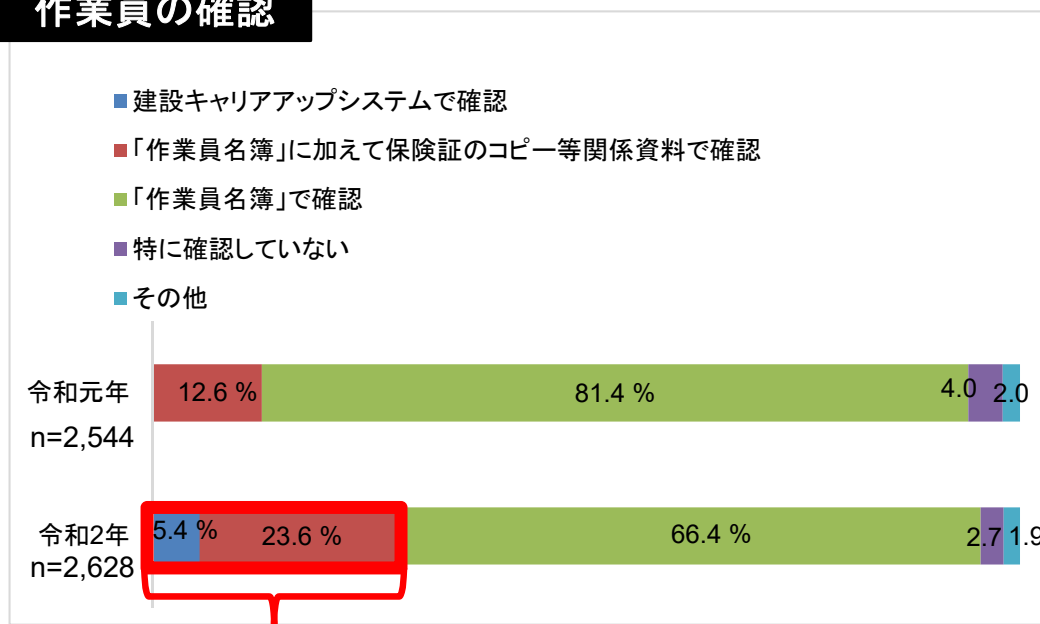
出典: 令和2年度法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関する調査

## 企業の確認



約56%

## 作業員の確認



約28%

- 現場入場する企業や作業員に対し、社会保険加入確認が徹底されている。
- 令和2年10月以降、社会保険加入確認はCCUSの活用を原則化し、CCUSを活用しない場合は関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保を講ずることを求めているが、取組は一部に留まっている。
- 令和3年度も社会保険加入確認の状況について調査を行い、取組が徹底されているか確認を行う予定。

# 公共工事における法定福利費内訳明示の目標設定

令和2年6月15日第4回建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会資料

## 「公共発注者」の取組(受発注者間)

受注者に提出させる請負代金内訳書について、国(各府省)では法定福利費を明示させる取組が進む一方、市区町村では取組が一部の自治体に留まっている状況

【導入している割合】 国(各府省)・・・84%、都道府県・・・53%、市区町村・・・14%

## 目標設定

令和3年度までに、請負代金内訳書について法定福利費を内訳明示させる取組について、国及び都道府県においては100%、市区町村においては50%以上まで導入を図る

(入札契約適正化法に基づく実態調査において進捗状況フォローアップ)

## 「建設企業」の取組(元下・下下間)

公共工事において、下請企業から提出させる見積書・請負代金内訳書について、いずれも法定福利費の内訳明示を活用した割合は6割前後に留まっている状況

【内訳明示を活用した割合】 見積書・・・63%、請負代金内訳書・・・58%

## 目標設定

令和3年度までに、公共工事において法定福利費を内訳明示させる取組について、見積書・請負代金内訳書のいずれも80%以上まで活用を図る

(公共事業労務費調査において進捗状況フォローアップ)

※ 上記目標と合わせ、民間工事も含めた工事全体における見積書・請負代金内訳書についても、70%以上の企業が全ての工事において法定福利費内訳明示を活用することを目指す (下請取引等実態調査において進捗状況フォローアップ)



# 公共工事における法定福利費内訳明示の進捗状況

## 「公共発注者」の取組(受発注者間)目標設定

**令和3年度までに、請負代金内訳書について法定福利費を内訳明示させる取組について、国及び都道府県においては100%、市区町村においては50%以上まで導入を図る**

(入札契約適正化法に基づく実態調査において進捗状況フォローアップ)

### 進捗状況

**【導入している割合】(令和2年度調査) 国(各府省)・・・84%、都道府県・・・62%、市区町村・・・20%**

## 「建設企業」の取組(元下・下下間)目標設定

**令和3年度までに、公共工事において法定福利費を内訳明示させる取組について、見積書・請負代金内訳書のいずれも80%以上まで活用を図る**

(公共事業労務費調査において進捗状況フォローアップ)

※ 上記目標と合わせ、民間工事も含めた工事全体における見積書・請負代金内訳書についても、70%以上の企業が全ての工事において法定福利費内訳明示を活用することを目指す (下請取引等実態調査において進捗状況フォローアップ)

### 進捗状況

**【公共工事における法定福利費内訳明示の実施状況】**

	見積書	請負代金内訳書
元下間	59%	50%
1次・2次下請間	55%	51%
2次・3次下請間以下	44%	42%

令和2年度公共事業労務費調査

**【民間工事も含めた法定福利費内訳明示の状況】**

＜見積書＞

全ての工事で交付している・・・45%

＜請負代金内訳書＞

全ての工事で提出している・・・43%

令和2年度下請取引等実態調査



# 法定福利費の適正な確保に向けて

○社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法 第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれる。

○建設業者は建設工事の請負契約を締結するに際し、経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。（建設業法第20条第1項）

○元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要。元請負人は、下請負人に専門工事業団体等が作成した標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出するよう見積条件に加える。

○法定福利費相当額を含んだ見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて、請負金額に適切に反映することも必要。

下請負人から法定福利費相当額が明示された見積書が提出されてたにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費や材料費、労務費、その他経費など、他の費用減額調整を行うなどして、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

## 5-2 建設業の一人親方対策

# 建設業の一人親方問題に関する検討会まとめ 概要

## 規制逃れを目的とした一人親方化防止対策

- 1 社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂
  - ・明らかに実態が雇用形態であるにもかかわらず、一人親方として仕事をさせている企業を選定しない取扱いとすべき
  - ・適正と考えられる一人親方を具体的に記載
  - ・適正でないと考えられる一人親方の例を記載 等
- 2 技能者に対して働き方が適正かどうか確認するための取組
  - ・働き方の自己診断チェックリストの活用
  - ・一人で請け負って仕事ができる職種又は仕事の確認
  - ・現場入場時の元請企業等による技能者本人へ働き方等のヒアリングの実施 等

## 一人親方の処遇改善策

- 3 適正な請負契約の締結・適切な請負代金の支払いについて周知
  - ・建設業法第20条第3項で定められている見積書に必要な14項目や、建設業法第19条第1項で定められている契約書に必要な15項目を盛り込んだ、建設工事の完成を目的とした見積書、請負契約とすること
  - ・「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を遵守する旨の周知
  - ・一人親方に工事を請け負ってもらう場合、工事費のほかに必要経費を適切に反映させた請負代金を支払うよう元請企業が下請企業に指導 等

- 4 雇用契約を締結すべきと考えられるケースや契約内容等が適切でないケースの周知徹底及び契約内容の適正化
  - ・特定企業の業務に専属的に使用し、労働日や始業・終業時刻を指定し、仕事の進め方や作業方法等について具体的に指揮命令を行い、賃金は就業した時間に応じて支払っているが、契約上は請負としている場合
  - ・契約内容が請負となっていない、報酬が労働時間・日数によって変動するような請負契約を締結している場合
  - ・契約金額に労災特別加入の費用や支給されない資機材等の必要経費等が実質的に反映されず、同種の雇用している技能者と同額程度の報酬となっているような請負契約を締結している場合 等

- 5 一人親方問題における国土交通省・建設業界が政策的に推進する「適正一人親方の目安」の策定
  - ・「実務経験年数が10年程度未満」、又は「建設キャリアアップシステムのレベル3相当未満の技量」の技能者(例:10代・20代の技能者)が一人親方として扱われている場合は、処遇改善・技能向上の観点から、雇用契約の締結・社会保険への加入を促進
  - ・実務経験年数が10年程度以上あり、建設キャリアアップシステムのレベル3相当以上の技術力を持つ技能者が一人親方として現場作業に従事している場合、目指すべき一人親方として政策的に誘導し、建設業法に基づく適正取引を周知

## 今後の検討課題や注意事項 等

- インボイス制度の周知徹底
  - ・令和5年(2023年)10月からインボイス制度が始まるため、円滑な導入ができるよう周知を行う。

- 建設雇用改善計画(第十次)との連携

- 建設キャリアアップシステムの活用についての検討
  - ・建設キャリアアップシステムに一人親方として登録した事業主に対する各種サービスの検討
  - ・(労働)災害が発生した際の就業履歴の確認 等

# 中間取りまとめ後の対策の実施や検討事項について

## 対策の実施について

### 1. 令和3年度中にリーフレットの改訂・発行

⇒本検討会を踏まえ以下の事項について記載したリーフレットの発行

- ・ 適正一人親方の目安
- ・ 適正でないと考えられる一人親方について
- ・ 働き方の自己診断チェックリスト
- ・ 労働者と一人親方の違い
- ・ フリーランスのガイドライン
- ・ インボイス制度
- ・ 一人で請け負うことが可能な職種や現場の例
- ・ 雇用契約を締結すべきと考えられるケースや契約内容等が適切でないケース

## 今後の検討課題について

### 1. 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂」に向けた調整

⇒本検討会の取りまとめ内容を踏まえた改訂を行うため、引き続き内容の調整。

### 2. 「適正一人親方の目安」について

⇒各職種ごと等の実態等を踏まえつつ、現場での運用方法等も含め引き続き検討。

### 3. 建設業団体における技能者の相談窓口の設置

⇒建設現場の実態をよく知る建設業団体での相談受付について、技能者にとって相談しやすい環境の整備を図るため、各建設業団体と調整。

### 4. 建設キャリアアップシステムの活用について

### 5. 建設雇用改善計画（第十次）との連携

## 参考資料



# 公共発注者における法定福利費内訳明示の導入状況

- 国土交通省で平成29年7月、標準約款（公共／民間／下請）を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳として明示することを標準化。
- 当該調査では、各公共発注者が公共工事を発注する際、受注者から提出される請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組について調査。
- 国では、法定福利費を明示する取組が進む一方、**市区町村では一部の自治体にとどまっている状況。**

## ① 請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組

(出典) 令和2年度入札契約適正化法に基づく実態調査(令和元年度実績)  
 ※カッコ内は、前回調査結果(平成30年度実績)

	導入している	導入していない	導入割合 (%)
国(各府省)	16(16)	3(3)	84%(84%)
都道府県	29(25)	18(22)	62%(53%)
市区町村	346(241)	1,395(1,500)	20%(14%)

※市区町村は北方領土6村を除く

## ② 請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組を実施していない場合の今後の対応予定

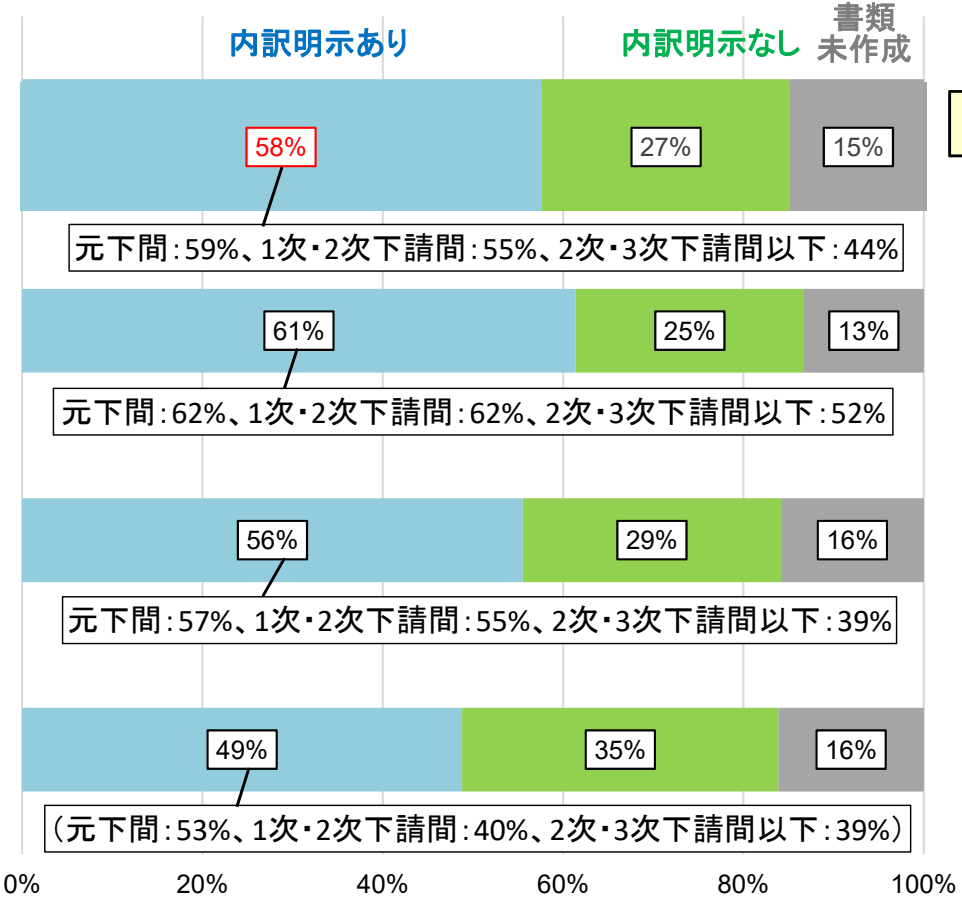
	今後実施することを決定している (時期も決定)	今後実施することを決定している (時期は未定)	今後導入することを検討しているが、 時期は決まっていない	今後も実施する 予定はない
国(各府省)	0(0)	2(-)	-(2)	1(1)
都道府県	2(0)	10(-)	-(17)	6(5)
市区町村	20(12)	767(-)	-(1,028)	608(460)

※令和2年度調査では設問を変更

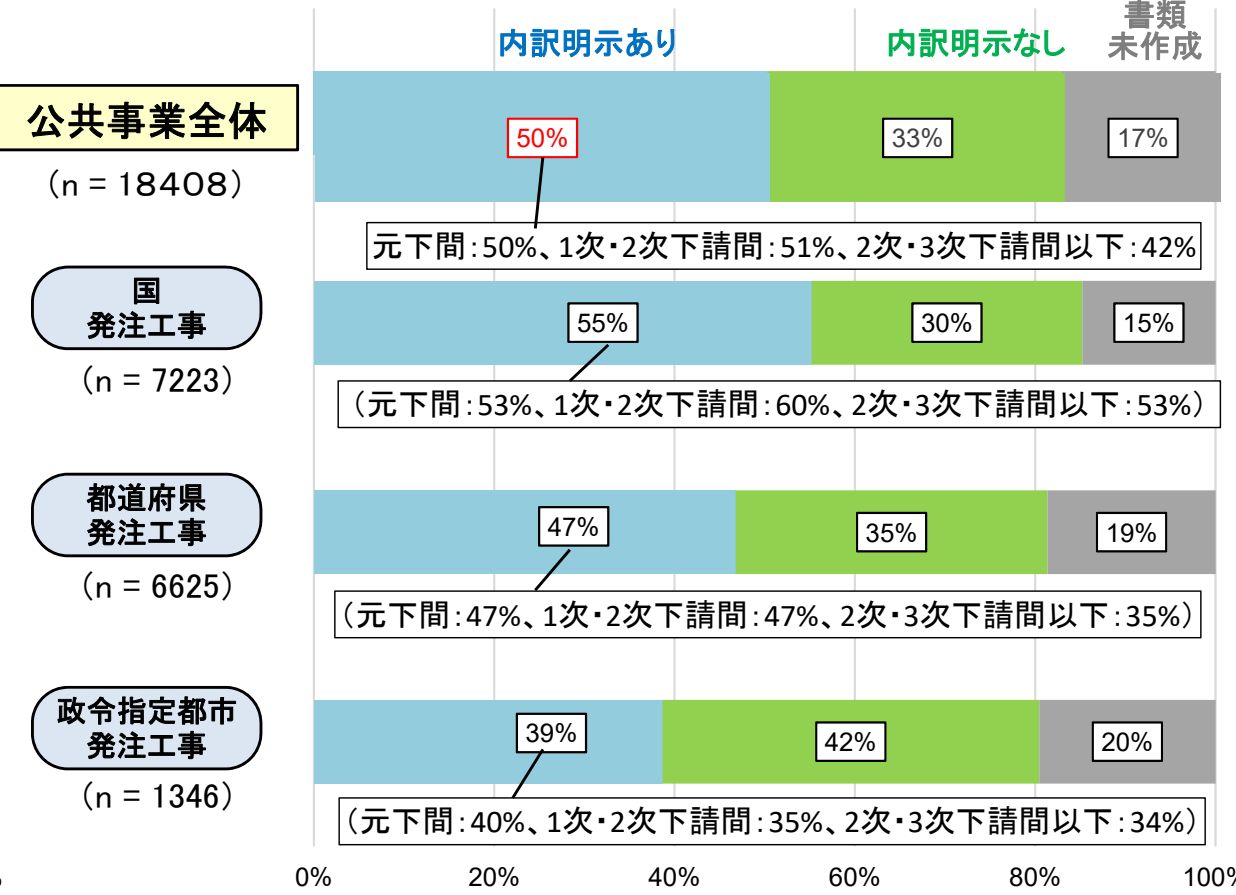
# 公共工事における法定福利費内訳明示の活用状況(元下間・下下間)

- 令和2年10月に施工中の工事を対象に、見積時・契約時の法定福利費の内訳明示の活用状況を調査
- 公共事業全体では、見積時(見積書)においては58%、契約時(請負代金内訳書)においては50%の企業において法定福利費内訳明示を活用
- 発注者別では、国、都道府県、政令市にしたがって法定福利費内訳明示の実施割合が低下
- 下請次数別では、2次・3次下請間は、元下間、1次・2次下請間と比べて法定福利費内訳明示の実施割合が低い

<見積書>



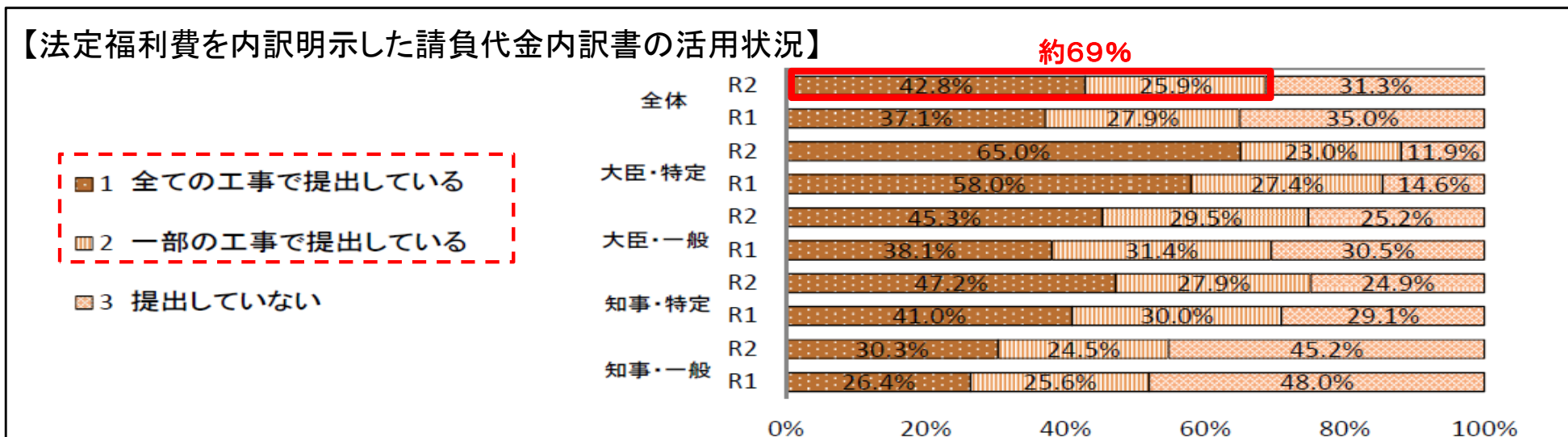
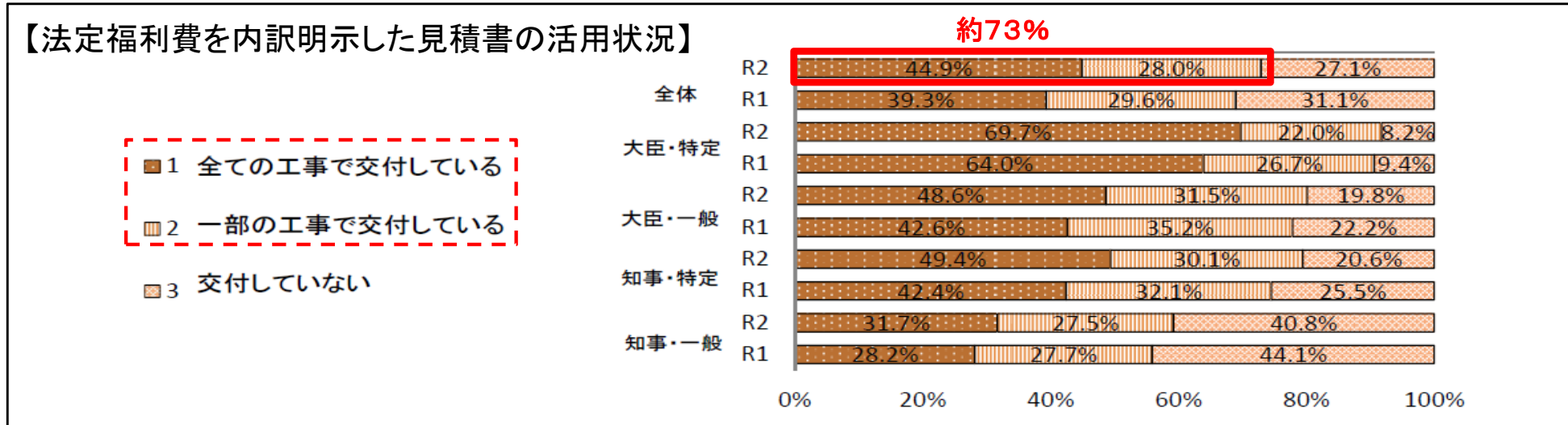
<請負代金内訳書>



※ 標本数については見積書と請負代金内訳書で一致しない場合がある

# 法定福利費内訳明示の活用状況

- 民間工事も含めた工事全体における法定福利費の内訳明示の活用状況について調査
  - ・ 見積書については約45%の企業が全工事で活用（一部工事で活用している企業を含めると約73%）
  - ・ 請負代金内訳書については約43%の企業が全工事で活用（一部工事で活用している企業を含めると約69%）





# 建設業に関する各種相談窓口

国土交通省では以下の各種相談窓口等を設けております

## 建設業フォローアップ相談ダイヤル

建設業に関する様々な相談を受け付けます！

TEL 0570-004976

E-mail:hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp

【受付時間】 10:00～12:00,13:30～17:00  
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 労務単価、品確法の運用指針、社会保険加入対策などの建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。
- 加えて、建設業法令遵守ガイドラインの内容や、取引に関する法令上の規定などを確認したい場合の相談も受け付けます。

建設業フォローアップ相談ダイヤル



建設工事をめぐる元請下請間等の請負契約に関するトラブル相談窓口のご案内

## 建設業取引適正化センター

トラブルを解消して、健全な取引をしよう！

建設業取引適正化センター

センター 東京  
TEL 03-3239-5095  
FAX 03-3239-5125  
E-mail:tokyo@tekitori.or.jp

相談料  
無料

センター 大阪  
TEL 06-6767-3939  
FAX 06-6767-5252  
E-mail:osaka@tekitori.or.jp



【受付時間】 9:30～17:00 (土日、祝日及び12/29～1/3を除く)

- 元請・下請間等の取引で「困ったことが起きたが、どうしたら良いかわからない」という方には、その解決に向けての方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いかわからない」という方には、相談先である関係行政機関、紛争処理機関等をご紹介します。

## 駆け込みホットライン

—建設業法違反通報窓口—

TEL 0570-018-240

FAX 0570-018-241

E-mail:hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

【受付時間】 10:00～12:00,13:30～17:00  
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 「駆け込みホットライン」に寄せられた情報により、法令違反の疑いがある建設業者には、許可行政庁が必要に応じ立入検査などを実施し、違反行為があれば指導監督を行います。



駆け込みホットライン

- 下請負人が、元請負人から不当な資材等の購入強制、正当な理由がない長期の支払保留など、建設業法に違反するおそれがある行為を受けたとして監督行政庁に通報したことを理由に今後の取引を停止するなど、不利益な取扱いをすることは法律で禁止されています。

## その他の建設業法に関するお問い合わせ窓口

建設業法に関するお問い合わせ等は、地方整備局等や都道府県の建設業許可担当部署も併せてご活用下さい

各許可行政庁の連絡先は国土交通省ホームページでご確認いただけます。

建設業 許可行政庁一覧

建設業法及び各種ガイドラインのご確認は  
国土交通省ホームページでご確認いただけます

建設業法

元請負人と下請負人間における建設業法令遵守ガイドライン